

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成30年12月12日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番 藤田尚美君

2番 秋山泉君

3番 尾野政子君

4番 甲斐徳之助君

5番 守屋常雄君

6番 杉森弘之君

7番 須藤京子君

8番 黒木のぶ子君

9番 池辺己実夫君

11番 伊藤裕一君

12番 長田麻美君

13番 山本伸子君

14番 遠藤憲子君

15番 鈴木かずみ君

16番 利根川英雄君

17番 山越守君

18番 板倉香君

19番 柳井哲也君

20番 中根利兵衛君

21番 小松崎伸君

22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 1名

10番 市川圭一君

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	山 岡 孝 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本 仁 君
庶務議事課長	野島 貴夫 君
庶務議事課長補佐	田上 洋子 君
庶務議事課長補佐	飯田 晴男 君

平成30年第4回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成30年12月12日(水) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(板倉 香君) おはようございます。

10番市川圭一君より欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(板倉 香君) 初めに、3番尾野政子君。

[3番尾野政子君登壇]

○議長(板倉 香君) 尾野政子君。

○3番(尾野政子君) 改めまして、皆様おはようございます。通告順に従いまして、本日は5つのテーマについて一般質問を行います。

まず第1点目は、児童・生徒通学時における荷物の軽減についてであります。

学校に通う子供たちの荷物を軽くするため、文部科学省は9月6日都道府県の教育委員会や私立学校事務主管課などに対し、児童生徒が登下校時に持ち運ぶ教科書、教材、学用品の重さや量に配慮するよう促す事務連絡を出しております。これは、私どもの党が、ことし4月から7月まで3カ月間にわたり100万人訪問・調査運動の中で、全国から子供の荷物の重さを訴える保護者の声をキャッチしたものです。そして、国と地方のネットワークで推薦させていただいたものでもあります。

文科省の事務連絡では、家庭学習で使わない教材を学校に置いて帰る「置き勉」や学期末における学習用具の計画的な持ち帰りなど、教育現場で実際に行われている工夫例を紹介、各学校に対し、これらを参考に対策を検討するよう求めております。

現在、教科書の大型化やページ数の増加などで登下校時の荷物は重量化の傾向にあるようであります。ランドセルメーカーセイバンが小学生らを対象に行った調査では、1週間のうち最も重い日の荷物、重量は平均約4.7キロで、ランドセルの重さを含むと平均約6キロ、小学生の3割がランドセルを背負ったときに

痛みを感じているといえます。

また、100万人訪問・調査運動の中で、愛知県犬山市の3人の子供を持つ保護者から、子供の通学かばんが重いとの相談を受けた公明党の市議は、その保護者の方と協力をしてかばんの重さをはかって知らせてほしいと母親らに呼びかけ、中学生39人のデータを集めました。その結果、かばんの重さは平均で8.3キロ、中には10キロを超えるものもあったそうです。地域の人に頼むと快くかばんの重さをはかってくださり、みんな同じ意識を持っていたことを実感したとのことでございました。このデータをもとに、同市議は本年6月定例会で質問、軽量化を進めるための小中学生を対象とした重量調査の実施を求めました。これに対し、犬山市教育長は打開策が必要と判断され、全小中学校に足を運び、校長に対して児童生徒の荷物軽減への協力を呼びかけました。その後、具体的な対策を盛り込んだ通達を各校長に発信、教科書や副教材、ノートなどを原則として学校保管とすることや、キャリーバッグの使用、全児童生徒を対象にしたかばんの重量調査などを提言されました。

また、犬山市の重量調査は、子供も一人一人が家庭や保健室の体重計でかばんの重さをはかり、調査票に記入。その結果、1人当たりのかばんの重さは、小学生では対策前の4.5キロから3.7キロに、中学生では7.9キロから5.5キロに2.4キロの減量につながったとのこと。学年別では、中学2年生で減り方が一番大きく、8キロから5.2キロに減ったとのこと、置き勉オーケーに子供たちはほっとし、「荷物が軽くなって動きやすくなった。以前はかばんが重くて登下校するだけで疲れがたまっていた。軽くなったおかげで今は余りないです」などの声が寄せられているとのこととございました。

そこで、お伺いをいたします。①として、当市の通学時の荷物の現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 児童の多くは、毎日とても多くの荷物をランドセルに入れて持ち歩いており、その重さの負担や体への影響、安全面など、通学時の荷物の軽減化は重要な課題であると考えております。また、小学生のランドセルに限らず、中学生においても荷物の多いことについては同様であり、自転車通学の生徒が重い荷物でバランスを崩すなどの危険性もはらんでいると考えます。

議員のおっしゃるとおり、文部科学省では9月に「児童生徒の携行品に係る配慮について」との文書を通して、児童生徒の携行品の重さや量について検討し、必要に応じ適切な配慮を講じるよう求めています。

本市教育委員会では、文部科学省の通知に先駆けて、6月の定例校長会にて児童生徒の持ち物についてを話題に挙げ、その実態把握と荷物軽減の検討について学校に要請、その後、8月の定例校長会でも再度話題に挙げ、その見直し・改善について各学校へ指導してまいりました。

その結果、現状は、登下校の荷物の軽減について「検討した」という学校は8つの小学校と1つの中学校です。残り4つの中学校は現在検討中という状況です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま、既に実態の把握と荷物軽減の検討については学校に要請されているとのことでした。その結果、小学校全校と中学校1校は検討済みということで、今、御答弁いただきましたが、それでは、2点目といたしまして、その取り組み内容と今後の軽減の工夫について伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 各校で行われた取り組みですが、一般的に体重の10%を超える重さは子供の体に負担がかかると言われていますので、牛久小学校では、朝、登校してきた児童のランドセルを学年ごとにはかりで計測しました。その計測結果から、登校時の荷物の重さが各学年児童の平均体重の10%を超えているランドセルが多くあることがわかりました。牛久小ではこれまでも荷物が重くならないような工夫はしてきましたが、今回の計測でさらなる検討が必要だということが浮き彫りとなりました。

向台小学校、神谷小学校などでも、教師が荷物の入ったランドセルの重さを計測したり、実際に背負ってみたりして、その実態を把握しました。

また、下根中学校では、自転車の前かごにどれくらいの重さ・大きさの荷物までなら荷物を入れた状態でも安全に走行できるのかの実証実験を行いました。

検討の結果、各小学校では「学年ごとに学校に置いていってよい教材を決めた」「家庭学習に用いない教科書類は学校で保管する」「鍵盤ハーモニカ・絵の具セット・習字セットなどは長期休業中の持ち帰りを必要最低限にし、ロッカーなどの保管場所を設置する」など、事態に応じた荷物の軽減策を決め、保護者にお知らせいただいているところです。

お知らせの方法も、学校だより・学年だより・連絡帳へのプリント貼付など、文書を通じてお知らせする方法、保護者会や個別面談等の際に保護者に口頭でお知らせする方法などさまざまですが、児童生徒や保護者の皆様に確実に伝わるような方法をとるよう、学校には引き続き促してまいります。

このように、児童生徒の登下校時の荷物軽減に向けて取り組んでいるところではございますが、児童生徒の身体の発育状況には年齢差や個人差がありますので、負担の感じ方には差があると考えられます。また、通学路の実態によっても差がありますし、軽減策を打った後にもまた新たな検討課題が生じることもあると思います。現在検討中の学校の検討結果も含め、今後も児童生徒、保護者の皆様の御意見や、各学校の実態に沿って、よりよい対策を考えていきたいと考えています。お願いします。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 当市においては、早々と荷物の軽量化に取り組んでこられた様子が伝わってまいりました。今の御答弁の中で2点ほど再質問、お願いをいたします。

まず1点目ですけれども、御答弁の中に各学年児童の平均体重の10%を超えているランドセルが多くあることがわかったとありましたが、この点についてもう少し具体的な数値でお示しいただきたいというふう

に思います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先ほどの事例としてお示ししました牛久小学校では、朝、登校してきた児童を無作為に抽出し、ランドセルの重さを計測しました。そして、学年ごとに平均体重の10%の重さとランドセルの重さを比較しました。その計測結果を学年別に見ますと、1年生は平均体重の10%、つまり2.0キログラムに対してかばんは3.18キログラム、2年生は2.3キログラムに対してかばんは3.18キログラム、3年生は2.6キログラムに対して3.69キログラム、4年生は2.9キログラムに対して4.07キログラム、5年生は3.4キログラムに対して3.78キログラムという結果でした。6年生は計測当日が音楽祭だったため計測はしていません。ランドセルの重さは1年生から順に平均体重の15.9%、13.8%、14.2%、14.0%、11.1%となり、どの学年においても児童の平均体重の10%を超えているランドセルが多くあることがわかりました。牛久小学校ではこの計測後、11月の学年だよりで具体的に持ち帰らなくてよいものを示し、毎日の持ち帰り荷物が平均体重の10%を超えないような配慮をしているところです。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ありがとうございます。より明確に伝わってまいりました。

2点目は、下根中学校の実証実験の内容と結果についても、もう少し具体的な御説明をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 下根中学校の事例について説明いたします。

下根中学校では、もともと学校に置いていってよい教材については生徒に示していましたが、それでもなお荷物が多いという話を保護者の方々から伺うことがありました。そこで、生徒が背負う荷物を減らし、自転車の前かごに荷物を入れることについて検討しました。荷物を前かごに入れたとき、どれくらいの大きさ・重さのものであればハンドルをとられずに走行の際の安全性が保たれるか、教師が実際に試してみました。その結果、荷物が前かごからはみ出る大きさであると不安定で危ないことや、走行中に段差などがあつた際に荷物が揺れてバランスが保てず、危ないということなどがわかりました。そこで、前かごの高さから荷物が出ないこと、前かごを使用するときには必ずネットをつけることという2点を生徒指導だよりで示して、全生徒に前かご用の荷物用ネットを配付したという実践でした。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 細かく、今、御答弁いただいて、実態がよく伝わってまいりました。これからも子供たちが少しでも身軽で、そして安全に楽しく学校に通えるよう、今後とも現在検討中の残り3つの中学校の対応も含めまして、どうぞよろしく願いいたします。

2点目は、信号機設置に係る取り組みについてであります。

先ほど申し上げました、私どもの100万人訪問・調査運動では、子育て、介護、中小企業、防災減災の4つのテーマで行われました。防災減災については、全国各市町村の地元地域の危険箇所についても調査いたしました。私も115名の方に御協力をいただいたところです。

その結果、小坂団地に沿って通っている鎌倉街道のイーグルポイント交差点が危険との声を11名の方からいただきました。私と同じ班内の方も、この交差点で阿見町方面から飛び出した車と接触し、車体の後方、側面を損傷しておりました。この方は地域の皆さんの居場所として御自宅を提供しており、たくさんの人が出入りしております。私が訪問すると「お茶飲みの中でも、この交差点への信号の設置など何か手だてを考えないといけないねと話していたところだったのよ」とのことでありました。私もこの交差点は、事故の対応のためパトカーが出動している状況をよく見かけており、交通防災課でも把握されておられる地点かと思われる。

このお声を受けて私自身も調査をいたしました。住宅地図を見てみますと、この交差点は当市と阿見町の隣接地となっており、牛久市だけの対応だけでは困難と考え、阿見町役場とも連携させてもらい牛久市民の声を届けさせていただいた次第です。今の交差点のままの現状では信号機設置は難しいとのことで、交差点の改良に向けて当市と阿見町の協議が重ねられてきているということを知っております。

そこで、お伺いをいたします。①といたしまして、鎌倉街道、イーグルポイント交差点改良の進捗状況についてお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 御質問の箇所は東部地区の主要な市道として、日中12時間当たりで約8,200台の車両が通行する鎌倉街道と、隣接する阿見町のイーグルポイントゴルフクラブや福田工業団地へアクセスする市道1849号線、そして県道土浦竜ヶ崎線との抜け道として多く使われている市道615号線が交差する信号のない十字路交差点であります。

前述のとおり、鎌倉街道の交通量が非常に多いため、交差する道路から無理に鎌倉街道へ侵入する車両が多く、近年においても平成29年は人身事故が5件、物損事故が13件、平成30年度は11月末でございますけれども人身事故が4件、物損事故が10件と事故が多発している状況でございます。

このような状況の中、これまで当市においても、信号機設置に向けて地元団体等からの設置要望が強い阿見町と一緒に、県警と協議を重ねてまいりました。現状の交差点のままでは信号機が設置できる基準を満たしていないため、設置は困難であるとの回答を受けておりました。

このため、信号機設置の基準を満たす交差点への改良に向けて、今年度、現地の測量設計を阿見町において実施し、11月に交差点改良の形状について県警との協議が完了したところでございます。

今後につきましては、来年度に牛久市で改良に必要な用地の取得を行い、その後、阿見町で交差点改良工事を実施していただきます。まずは、信号機設置の基準を満たす形状にしてまいりたいと考えておりますの

で、よろしくお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今、改めてその事故の件数の数値をお示しいただいて、本当に改めて驚いている次第でございます。しかしながら、信号機設置のための条件を整えるため、着々と準備が進んでいることは大変喜ばしく思っております。

この背景を受けまして、②といたしまして、信号機設置の今後の見通しについてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 鎌倉街道のイーグルポイント交差点への信号機設置に関しましては、毎年、牛久警察署に対しまして要望書を提出しているところではありますが、現在の交差点形状では設置基準を満たさず、設置は難しいとの回答でありました。

そこで、先ほど根本次長からも答弁があったとおり、現在阿見町と協力して交差点改良工事を進めているところでございますが、工事の進捗状況を踏まえ、阿見町とも連携して信号機設置の要望を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） どうか、牛久市の安全安心のために、交通防災課におかれましても積極的な働きかけを今後ともよろしくお願いいたします。

次に、3点目、ひたち野うしく駅前リフレビル駐車場の活用についてであります。

ひたち野うしく駅まで通勤・通学の送迎をしている市民の方々より次のような要望が寄せられております。ひたち野うしく駅東口においては、以前はタクシー乗り場の周辺に送迎時一時滞留するスペースが確保されておりましたが、今はそこは利用できなくなりました。そこで、現在は仕方なく駅近くの路上に駐車している状況とのことです。その際、交番が近くにあり、お巡りさんにバスのロータリーの周辺に移動するように口頭注意を受けることもあるということでした。また、バスのロータリー周辺では、やはりバスの入出の動きがあり落ちつかず、やむを得ずまた路上に駐車している状況とのことです。

牛久駅東口では一般車両が2レーンあり、少しの間は駐車が可能であることから、ひたち野うしく駅においてはリフレビルの駐車場を朝夕の通勤・通学送迎時の一時駐車の間として無料開放していただけないものでしょうかとの声でございます。

そこで伺いをいたします。①として、以前利用が可能だった滞留場所はなぜ使えなくなったのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 御質問にありますひたち野うしく駅東西口の短時間利用者のための駐車場につきましても、一部の特定利用者が長時間駐車してしまい、その他の利用者が駐車できないことが過去に問

題視され、無料開放していた駐車場を平成20年に有料化し、その後、平成22年に月決め駐車場へ変更したものでございます。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今、事情がつかめたところです。

次に、その通勤・通学時の送迎車の安全確保と利便性の観点から、②として、リフレビル駐車場の無料開放についてはどのようにお考えになっているのかお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） ひたち野リフレ前の駐車場につきましては、現在、テナント入居者駐車場及びひたち野リフレ利用者の駐車場として利用しているところでございます。

ひたち野リフレ利用者の駐車場の利用可能時間といたしましては、ひたち野リフレが開館している午前9時から午後9時までとなっており、月平均で約6,590件の利用がございまして。

通勤・通学送迎者用の一時利用についてでございますが、ひたち野うしく駅前の一時的利用者用の駐車場につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり一部の特定利用者の駐車場利用が問題視された経緯がございます。また、以前ひたち野リフレ前の駐車場におきましても、早朝の通勤・通学の時間帯ではございませんが、実際に施設利用者以外の方にも、施設の利用可能時間帯中に限り無料による短時間の一時利用を実施していた時期もございまして。しかしながら、駅前の一時的利用者駐車場と同様、長時間駐車する車両が多く、ひたち野リフレ利用者が満足に駐車場を利用することができないなどの問題もあったことなどもあり、現在の形となっております。

したがって、ひたち野リフレ前の駐車場を一時的利用者駐車場とすることにつきましては、現在のところ考えてはおりません。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今、事情がわかってきているんですけれども、それでもなおかつ、仮にですね、無料開放すると、また新たにどのような課題が発生するとお考えになっておりますでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） まず、ひたち野リフレ付近の駐車場の状況ですが、ひたち野うしく駅東口前のひたち野リフレに隣接する民間のコイン駐車場がございましたが、現在は閉鎖をしており、駅前の駐車場が減少している状況がございまして。

そのため、ひたち野リフレ前の駐車場を開放いたしますと、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、長時間駐車する車両によってひたち野リフレの利用者が満足に駐車場を利用することができない状況が発生するものと思われまして。また、有料駐車場として改修した場合も同様で、駅前という立地がいい条件からひたち野リフレ利用者以外の車両が多く駐車場を利用し、そのことでやはりひたち野リフレ利用者の駐車場利用

ができなくなることが想定されます。

これらのことから、ひたち野リフレ前の駐車場を開放することは、有料であっても無料であってもですね、ひたち野リフレを利用しようとする方が駐車場を利用することができなくなること、施設利用者への本来のサービスの低下が懸念され、駐車場の開放は難しいと思うところでございます。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ありがとうございます。確かに、民間の駐車場がマンションができるということで使えなくなっております。私もあそこは本当にいつも使わせていただいていたんですが、やっぱりその分、確かにリフレのほうに流れ込んできて、本来の目的が果たせない、機能が果たせないということも確かに想定できる場所ですので、この点については理解をいたしました。市民の方にはその旨、またお伝えしてみたいと思います。

次に、大きな4点目、男性もおむつがえができる環境整備についてであります。

総合福祉センターに設置されているのびのび広場は、乳幼児が利用できる子育て広場ですが、こちらを利用した男性から、お孫さんのおむつがえをしようと男性トイレに入ったところ、トイレの床に敷くマットが用意してあるだけで、どうしたらよいか戸惑ってしまった。男性も安心しておむつがえができる場所が必要ではないかという要望をいただいた次第でございます。

時代は変わり、子育てはいまや女性だけでなく、パパやじいじが子育てに参加し、おむつがえも当たり前になっています。民間のショッピングセンターでは、男性用トイレの設置も多数見られるようになりました。

そこで、今後は男性もおむつがえができる環境整備が必須かと考えますが、まず①として、現在の公共施設の設置状況についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 市内の公共施設35施設中、「おむつ交換台」や「ほっと・すぺーす」など、おむつがえができる設備を備えているのが23施設、そのうち男性でもおむつがえができる施設が20施設になります。その中で市内の各小中学校13校におきましては、現在5校の多目的トイレにおきまして、男性でもおむつがえができる状況となっております。

なお、公立保育園4園におきましては、各園にある設備を必要に応じて利用している状況であり、公立幼稚園2園には設置はございません。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、状況わかりました。

次に、②として、今後の対応についてお伺いをいたします。おむつがえの環境が整っていない施設の当面の対応と施設の新設、改修の際の設置の考え方についてお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 御質問にお答えいたします。

現状でおむつがえの設備のない施設につきましては、御不便をおかけしております。これらの施設につきましては、おむつをかえたい旨の申し出があった場合には、おむつがえが可能なスペースを提供するよう施設において管理者が配慮しております。

現状の対応の一例ですが、議員の御質問にもございました、乳幼児連れの男性も利用する施設である子育て支援施設、のびのび広場がある福祉センターにおきましては、女性トイレにはおむつ交換台がございますが、男性トイレにはございません。現在の対応としましては、広場と男性トイレの中に、おむつがえをする場合は職員にお声がけくださいと表示し、申し出があった場合には、ふだんは車椅子利用の方対応のため、おむつ交換台を常設できない多目的トイレにおむつ交換台を設置し、対応をしております。

なお、今後も各施設の職員による声がけをより一層心がけ、さらに初めて施設を利用する方に配付する利用説明書にも記載するなど、男性にも利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

牛久市第3次総合計画後期基本計画の第1章第1節『だれもが快適に過ごせる「ひとにやさしいまち」を創る』では「道路、公園、公共施設等の公共インフラと民間施設についてもバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入の促進を図る」としております。このことから牛久市では公共施設の新設や改修時には、これまでのハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「バリアフリー法」を遵守して設計・工事等を進めてまいりました。バリアフリー法では、おむつ交換台の設置等乳幼児連れ対応につきましては、現時点では義務化ではなく、ニーズや規模に応じて整備するものとされています。

しかしながら、議員の御指摘にもございますように、昨今のショッピングセンターなどの民間施設では、男性トイレにも設置されている例は多くなってきております。牛久市におきましても、今年度末に竣工予定の牛久運動公園武道館と第一幼稚園及び西暦2020年4月開校予定のひたち野うしく中学校においても、多機能トイレの中ではございますが、おむつ交換台を設置する設計となっております。

今後も公共施設等の新設並びに改修を実施する際には、利用者の利便性の向上を図ることから必要と思われる施設には、おむつ交換台の設置等につきましても配慮してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 総合福祉センターにあるのびのび広場においては、確かに紙を置いてお声がけくださいとなっているようでございますけれども、直接、やっぱり声かけをしてあげることと、それからまた、利用説明書にもそれを載せていただいたということで、ちょっと細かいところではありますが、おむつがえですとあたふたしちゃいますので、とても大事な、細かいことですが大事なことだと思っております。早速御対応いただいてありがとうございます。そしてまた、どうか今後の施設の改修、新設におきましては、設計段階から男性トイレの設置または多目的トイレの設置を、御答弁もそのようになっておりましたけれど

も、どうか忘れずお願い申し上げます。

最後に、「おくのキャンパス」のさらなる発展についてであります。

奥野地域の人口は高齢化、少子化により急速に過疎化しております。2017年のゼロ歳児は16名、高齢者率は2018年の8月の調べでは38.2%となり、牛久市の人口8万5,111人中4,874人で5.7%の人口比率になっております。

奥野小、牛久二中、児童生徒の激減の対策として平成28年度に小規模認定校に指定され、市内からの就学が可能となりました。本年度は奥野小の1年生は地域から26名、市内から13名、計39名となり、念願の2クラスが実現しました。これまでの教育委員会の精力的な取り組みと、奥野地域の人々の自主的な支援のたまものと敬意を表すところでございます。

そこで、改めて奥野小と牛久二中の存続に対するこれまでの取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 近隣市町村では児童生徒数の減少による小中学校の統廃合が進んでいます。牛久市の奥野地区においても子供の数の減少が進んでいる状況です。奥野地区から今後、奥野小学校に入学する児童数は、来年4月、2019年度は8名ですが、2020年度が20名、2021年度は一時的に30名となるものの、2022年度が15名、5年後の2023年度には12名にまで減少することが予想されています。

学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域コミュニティの核としての性格を有しており、防災、保育、地域の交流の場など、さまざまな機能をあわせ持っています。

また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりのあり方と密接不可分であるという性格も持っています。

そこで、奥野地区では学校の統廃合を進めるのではなく、逆に小規模でも魅力的な学校にして存続を図っていこうとする取り組みを進めてきました。

この「おくのキャンパス」の取り組みは、平成27年10月に文部科学省の研究校に指定されたことをきっかけとして始まりましたが、小規模校であることを生かした少人数で英語指導や国際理解教育と地域課題をテーマにしたESD（持続可能な社会づくりのための教育）の実践を柱とした特色ある教育活動を行ってきています。

具体的には、ESDを進める中で過疎化対策を学習のテーマとした古民家再生プロジェクトの実施や国際理解教育としての小学校での放課後英語学習やオーストラリアの学校との交流学习の実施、小中一貫プログラムの中で環境教育としての奥野地域のフィールドワークの実施などを展開しています。

また、学校を取り巻く環境として、地域の方々の主体的な取り組みによる「日曜かっぱ塾」の開催や市内のほかの学校に先駆けてのコミュニティ・スクールの導入、卒業生とともにつくる吹奏楽団「おくのワイン

ズベル」の活動など、地域総ぐるみで子供を育てる仕組みづくりが展開されています。

さらに、制度面から取り組みとして、平成28年度から小規模特認校制度を活用した市内全域からの児童生徒の受け入れを実施し、翌29年度からはスクールバスの運行も実施しています。

こうした取り組みの結果、本年度、奥野小学校や牛久第二中学校へ学区外から通学する児童生徒数は50名を超え、ことしの奥野小学校の1年生は2クラスになり、平成21年度以来の1学年2クラスが誕生したという経緯です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） さまざまな取り組みを重ねて「おくのキャンパス」の今があることがただいまの御答弁からもうかがえます。本当にこれまでも見ておられますと、さまざまな提案に対してもやっぱりスピード感を持って判断をされて、対応されてこられていることもうかがえます。

しかしながら、御答弁の中にもありましたように、4年後の2022年度には奥野小の児童数が15名と大幅に減少することが想定されております。市内からの就学を見込めなければ、奥野小から二中へと進む生徒は2027年には大幅減少となり、再び二中は統合の話題に上ることになります。

そうならないための対策として、②「おくのキャンパス」の飛躍につながる今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校教育においては、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。「おくのキャンパス」における取り組みの第一の目的は、そのような教育環境の確保であり、児童生徒数の増加です。

また一方で、学校は地域コミュニティの核となる施設であり、学校の存続により地域コミュニティの維持振興を目的としているという側面も有しています。

そこで、教育委員会としましては、今後「おくのキャンパス」のさらなる飛躍のためには、改めて児童生徒の教育環境の確保と教育の質を向上させ、次世代によりよく生きていくための資質・能力を児童生徒に育成していきます。

そして先週、文部科学大臣賞をいただきましたように、地域総がかりで子供たちを育てていくための地域コミュニティの維持振興を図ります。

こうしたことを進めるため、コミュニティ・スクールを推進していく中で、小中一貫教育をさらに進めた義務教育学校化の検討を進めます。

また、学校と地域が連携・協働して、子供たちとともに地域の人々も学び合って育っていく「奥野地区の学びの共同体」のあり方を探っていくとともに、他部局との連携も図りながら「おくのキャンパス」のさら

なる飛躍につなげていきたいと思ひます。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいまの御答弁の中で、地域総がかりで子供たちを育てていくための地域コミュニティの推進、振興を図るといふうにありました。この点に関して、奥野地域の人々は自主的にこの支援をされて、これまでも盛り上げていただいておりますけれども、この1点、おくのキャンパス人材バンクということで、キャンパスの人材募集を行ったそうでございますけれども、この人材バンクも非常にコミュニティ・スクールを成功させるための大切な人材募集の大切なものだと思います。これについて、この内容についても御説明をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今年度開催されました「おくのキャンパス」の学校運営協議会でも、学校の活動支援での地域人材の活用を目的に、人材バンクについてという議題での話し合いがなされています。まず5月に実施されました第1回の学校運営協議会では、奥野小学校より4月末に保護者を対象とした募集を行った報告がありました。その上で、地域の方々に広げていくためにはということで協議が行われました。また、8月20日に開催された第2回の会議では、8月に入り、地域の方を対象にした学校の活動支援ボランティアの募集を行政区の回覧で実施した報告がされました。このような活動もあり、少しずつではありますが、地域の人々が学校の活動に関心を持ち、協働で学校運営を支える人材がふえてきています。7月に行われました「おくのふれあいまつり」で当日スタッフとして参加した地域の方々は、昨年の2倍以上の100名を超える人数となりました。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 状況がまた、今の質問でまた少し広がりました。見えました。そういたしますと、この「おくのキャンパス」が不動の存在となりますよう、コミュニティ・スクールの充実、発展を大いに期待いたします。

次に、③空き家対策推進で定住促進をについてであります。

先ほど述べましたように、これまで教育委員会と奥野地域の方々は、さまざまな取り組みをして維持発展に努めております。そういった流れの中で、今後においては、牛久市の中でも奥野地域は空き家が多く存在することからこれを活用し、積極的な推進が必須と考えます。また、空き家対策については牛久市全体の課題でもあり、あわせて取り組むことが重要かと思ひます。

そこでまず、空き家の現状についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

牛久市で把握している空き家の件数は、平成30年12月1日時点で471件でございます。そのうち、

市民等から情報提供いただいた物件が327件で、助言・指導により改善された物件が245件、管理不全や所有者不明のものが82件となっております。また、昨年度に実施した市内空家実態調査にて判明した物件が144件あり、管理・活用についての助言や空家バンクへの登録などを促しております。

空き家が多く存在する地域は、牛久駅周辺で昭和40年代に開発された住宅団地や市街化調整区域内の既設団地に多く点在しております。

把握している空き家に対しては、空き家発生の原因、所有者等の意向など、空き家への対応をより効果的かつ効率的に実施していくための基礎資料を得ることを目的として、平成29年度に所有者・管理者へのアンケート調査を実施いたしております。実態調査及びアンケートにつきましては平成30年度も実施しており、引き続き市内空き家の実態を把握してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、次に、本市では空家バンク制度が昨年の9月から導入されましたが、改めてこの制度の概要についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 空家バンク制度は、市と公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会が連携して、空き家を売却や賃貸したい所有者と購入や賃貸したい利用希望者と橋渡しを共同で行う制度でございます。

牛久市では、御指摘のとおり平成29年9月29日に「牛久市空家バンク媒介に関する協定」を締結するとともに、同日付で「牛久市空家バンク」の運用を開始したところでございます。

制度の概要でございますが、市が空家バンク登録物件の募集などの周知活動を行い、空家バンクへの登録を希望される空き家所有者から空き家に関する情報を提供いただき、その物件情報を市のホームページで公表しております。一方、購入や賃貸を希望する方には空家バンクに利用登録をしていただきます。また、これらの情報は宅建協会にも提供いたしまして、仲介や契約を宅建協会の会員に行っていただいております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、現在の物件登録数と利用登録数についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 平成30年11月29日時点で、牛久市の空家バンクへこれまでに受け付けた分件登録数の累計は26件になり、登録物件の中で販売価格が決定した11件をホームページにて公開しております。また一方で、利用したいとおっしゃる方、利用登録者数は20人になります。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 制度の導入から1年が経過しましたが、これまでの成果についてお伺いをいたしま

す。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 平成30年9月9日東京国際フォーラムに行われた「ふるさと回帰フェア2018」へ参加や全国空き家バンク等を利用し、広く多くの人に牛久市空家バンクの周知を行ってまいりました。その結果、平成30年11月29日時点でこれまでに受け付けた空家バンク登録物件のうち6件が成約に至っております。その内訳といたしまして、5件が市街化区域、1件が市街化調整区域になってございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、この③の最後の質問ですけれども、今後の課題と取り組みについてもお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 課題と取り組みについてお答えいたします。

少子高齢化による人口減少社会が加速度的に進展する中、今後も全国的に空き家等の増加が予測されております。その傾向は当市でも例外ではございません。当市では健全な地域社会を維持するため、早期の対策が必要という認識に基づき、当市の取り組むべき対策の方向性や基本的な考え方を示した「牛久市空家等対策計画」を昨年8月に策定いたしました。

今後の取り組みといたしましては、空き家発生の予防を目的とした新たな取り組みとして、平成31年度固定資産税納税通知書送付封筒に啓発チラシを同封し、空き家利用者を含む牛久市内に存在する土地建物の所有者に対して、住まいや空き家に関する使い方、あり方などの意識を啓発を促します。また、空き家の適正管理の重要性や空家バンクの紹介等を網羅した啓発冊子の全戸配布を行う予定でございます。

また、牛久市空家等対策協議会、空家無料相談会、空き家所有者等に対するアンケート調査、市内空家等実態調査、行政区長さんへ空き家の情報提供等につきましては引き続き実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） このテーマの最初に訂正をお願いすればよかったのですがけれども、今、この一般質問の通告要旨の10ページでございますけれども、今の「おくのキャンパス」のさらなる発展についての④と⑤をちょっと入れかわるということで御了解をいただきたいというふうに思います。

それでは、今、空家バンク制度が導入されて実際このように進んでいる、これを今後大いにですね、積極的に活用して「おくのキャンパス」とか、また牛久市全体でこれを生かして、積極的な空き家対策、定住促進を図っていただきたいという思いで、今一つ一つ聞かせていただいた次第でございます。

ここで1つ、私のほうから提案をさせていただきたいと思います。④の空き家を活用する子育て世帯の助

成についてであります。空き家の有効活用と子育て世帯の定住促進のため、山梨県甲府市は本年1月から6地区をモデルとし、空き家の購入者や貸し主を対象に、家屋の改修費用を助成する空き家改修助成制度と、空き家や空き室に入居する子育て世帯などに家賃を助成する子育て世帯家賃助成制度を創設し、申し込みを受け付けております。このモデル地区の空き家率は7.4%で、甲府市全体の4.2%に比べ高いという状況下にあります。

そこで、空き家を有効活用するため、改修助成制度では居住目的で昨年4月以降に売買契約し、工事完了までに当該地への住民登録を行った購入者と同様の時期に賃貸借契約を借り主と結んだ貸し主を対象に助成対象工事費の3分の1以内で上限30万円、購入者が子育て世帯か新婚世帯の場合は上限50万円を助成することとしました。

一方、家賃助成制度は子育て世帯、中学生以下の子か妊婦がいる世帯と新婚世帯、婚姻後5年以内の夫婦でいずれも50歳未満が対象です。昨年4月以降にモデル地区内の民間賃貸住宅、空き家や空き室に賃貸借契約し、当該地に住民登録した世帯を対象に、実質家賃の2分の1以内で上限月額2万円を36カ月を限度に助成するというものでございます。

私がこの具体的な施策も参考にしたんですけども、私が甲府市のこの施策について注目したのは、最初から市内全域を対象とせず、空き家率や高齢化率が高い地域を選定し、モデル事業として出発している点です。当市においても、いきなり全域を対象とすることはリスクが高いのではないかと執行部のお声が聞こえてきそうですので、モデル事業として進めてはいかかと思いますが、まずはモデル事業として進めてみてはいかかですかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 空き家対策につきましては、おのおの自治体でさまざまな制度を創設し進めているところでございます。当市では、現在定住促進に対する取り組み等についてはさまざまな角度から実施、検討しているところです。また、空き家の流通を促進するための支援策の必要性は認識しており、管理不全空き家に対して支援策を講じることにより、所有者等による空き家等の改善もふえることと考えております。支援策の検討に関しましては、さきの第2回定例会でも答弁させていただきましたが、公的な資金の投入の是非も含めて、また支援策の内容については近隣市町村の実例等も踏まえながら、現在も検討しております。

次に、モデル地区の創設については、「牛久市空家等対策計画」の中でも重点的に対策を実施する必要がある地区については、その地区を重点地区に定めることができるものとなっていることから、地域の実情を勘案しつつ、関係部署と協議・検討してまいりたいと考えてはおります。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 2022年ごろにもなりますと児童数が大幅に減少することを思えば、検討することはもちろん大事ですが、スピード感を持って決断することが肝要かと私も考えているところでございますので、この点については早目の御決断をお願いしたいというふうに思っております。

それでは最後に、⑤の市街化調整区域の制限緩和についてであります。この点についてはなかなか難しい面があるかと思いますが、小坂団地以外の奥野地域のエリアにも若い世代、子育て世帯が定住できるように何かしら制限緩和策はないのでしょうか。本当にですね、この牛久、奥野小と牛久二中の存続を本気で考えますと、そういうところまでやっぱり思いが届くところがございます。この点について御答弁をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 人口減少社会となった現在、居住を誘導する区域である市街化区域においても人口減少・高齢化の進行により空き家が増加しております。開発を制限するため、住むことのできる人が限定される市街化調整区域においては、このままの人口減少が進むと、集落におけるコミュニティの維持が困難になるほどの課題が懸念されます。

市といたしましても、定住促進策でございますが、現在法令上では区域指定の地区計画が考えられます。区域指定は県の条例に基づき、市街化調整区域のあらかじめの指定した区域に既存集落の維持・保全を目的に、申請者の出身要件を問うことなく、住宅や一定の小規模な店舗や事務所の立地を許可の対象とする制度でございます。区域の指定は、市の総合計画や都市計画マスタープランの位置づけや道路や給排水などの施設が既に整っていることが前提となっており、将来的な都市像を描いた上での費用対効果も含め、十分に検討されていくことが必要です。

地区計画は、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するため、住民合意に基づき、町のルールを決めて開発許可の要件や開発の届け出対象とするものでございます。地区計画を進めるに当たりましては、地域住民が主体となって合意形成を図ることや中心となる人物の存在、制度としてまとめるための専門家のサポートなどが必要でございます。

なお、現在の定住促進策ではありませんが、市では都市計画マスタープラン上での圏央道のインターチェンジ周辺地域における大規模な流通業務施設の立地について地域を指定し、制限の緩和をしております。この制度を利用して、阿見町東インター周辺に1件の流通業務施設が誘致されており、工業団地とあわせて奥野地区に働く場所がふえることで、人口の流入を図れるよう進めてまいります。

現在、可能な人口の維持や居住の継続を図る策としては、既設団地として人の要件がなくて定住が可能な小坂団地の活用や新規営農者の方を空き家になった農家住宅にマッチングさせるなど、現行法令上での条件を満たす人を既存の集落の空き家などに誘導する方法を進めてまいります。

なお、地域コミュニティの維持や活性化のため、市街化調整区域の規制緩和については今後も県、国の

動向を注視してまいります。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） いろいろと御答弁、大変にありがとうございました。教育委員会におきましてもこれまで、ここまで成果が出たというのは本当にスピード感と、やっぱり、何ていうんですかね、決断をして、その繰り返しの中でここまでもってきていただいているのかなというふうに思いますので、空き家対策のこのあたりでですね、他部の御協力もいただいて、スピード感を持って、ぜひ積極的に御対応いただきたいというふうをお願いをいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で3番尾野政子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美登壇〕

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 皆様、こんにちは。公明党の藤田尚美です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、中央図書館を市民の居場所にとということで、図書館の役割は、その地域の知識の泉と言われ、誰にとっても身近な存在であります。地域の人たちの交流の場であったり、文化活動の場であったりと、その機能はますます多様化しております。中央図書館においてもさまざまな市民サービスの向上に努められており、ある方から「図書館が居場所となって1日いられて過ごしやすい」という声をいただき、また、子育て世代からは「雨の日など子供を連れて読み聞かせやイベントに参加することが多いのでとても助かっている」や、また、学校に行きづらい子供たちも図書館を居場所として過ごしている光景も目にします。

私は、この図書館の居場所カフェに向けて何度も質問をしてまいりました。前回の執行部の答弁では、市内全体の公共施設における飲食店の整備の考え方や予算の確保、採算性や経営の主体をどうするかなど、課題を洗い出し、設置に向けた検討をすることでした。さまざまな課題は出し切れませんでしたでしょうか。設置に向けての今までの協議・調査を伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

これまで図書館カフェの設置に向けて、カフェを運営する大手企業数社や飲食物を販売している市内の福

社団体と協議を行ってまいりましたが、大手企業におきましては、周辺の居住者数や通過交通量、他企業を含めた周辺への出店状況、あるいは中央図書館や中央生涯学習センターの集客数など、さまざまな条件を分析することで出店の判断を行っているとのことで、協議の結果、現在のところ牛久市や周辺エリアへの出店計画はない、あるいは安定した収益の確保が難しいなどの理由から、興味を示していただけの企業は残念ながらございませんでした。

しかしながら、市内で飲食物を提供する福祉団体と協議をいたしましたところ、強い関心を示していただきまして、運営に参加したいとの前向きな回答もいただいているところであります。市内の福祉団体に運営を委託することで、障害者の方々の働く場の提供や、働くことによる社会参加の実現、そして何よりも障害者自身の生きがいの創出につながるもので、望まれる運営方法の1つでないかと考えているところであります。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 私は大手企業とタイアップして事業起こすのではなく、牛久らしく交流スペースの中でカフェを楽しみ、軽食をとったりと、低料金でサービス提供を考えておりますが、設置に向けての考えをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

今後におきましては、市内のその福祉団体へのアプローチも重要視をいたしまして、検討を図ってまいりたいと考えておりますが、一方では、カフェを設置し運営するとなりますと、初期投資はもちろんのこと、ランニングコストや採算性も大きな課題でありまして、設置後の経営を確かなものとしていくことが求められております。今後におきましても、設置後の運営の視点をより重視をいたしまして、図書館カフェの実現を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 私自身、近隣自治体を調査させていただきました。ある自治体では、公益財団法人が図書館の隣の会館がありまして、そのスペースにカフェを設置いたしまして20席ぐらい設けております。そこでパンと飲み物を提供しており、その近辺には市立の図書館もございまして、また図書館利用されている方や福祉会館で過ごされた方たちが、そこに来られてお昼をとっている姿を拝見し、またその自治体の収益とか見ておりますと、非常にいい効果が出ていて、市民の憩いの場となっておりますということを伺いました。

市長、去年、29年度の第4回の折に、市長答弁の中で「ランニングコストもしっかりと考えてできるようなことも、感覚を持つことも必要と思います。ですから、私も早くつくりたいんです。私もそれに向けて努力しますので、御理解のほど」ということと、塩漬け土地も約8,000万円処分でき、もう少し処分で

きたら見通しがつくような答弁をいただきました。1年がたちました。市長、設置実現に向けての具体的な決意がありましたらお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も昨年語った思いとは変わりません。

そして、図書館の、本当に図書館じゃなくて人が集う場所、そういうものがあの地にあってもいいのかな、これは牛久の魅力に対しても非常に寄与するもの。もう一つは、前から懸念されました市民センターの外のトイレということで、3,000万かかるということでございました。でも、そのカフェと併設することによって全体とすれば5,000万ぐらいでできるんじゃないかなんていうことで、僕もその職員と話しながら、私は今まで絵を描いたこと数点ございました。それほどの肝いりでやってみたい、ただ財源どうなのかなというので、去年そういう話をしました。ただ、ここに来ましてシャトーの問題がふと浮き上がりました。シャトーについても、これから我々想定でき得ない金額も出てくるのかな。まずもってそういうもの、何ていいますか、手当てすることが今の牛久にとっては大事なのかなという気もしまして。ただ、私はその構想は捨てたわけじゃございませんけれども、ただ、今、牛久にとって何が一番必要なのかなと選択しますと、やはりもうちょっとそういう、今、牛久シャトーを何とかせんといかんということで思いがいっぱいございまして、その辺の御理解のほど賜りたいと思います。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 課題は山積みだということで、しかし市長の決意はしっかりと受けとめさせていただきます。

次に、ESD教育について伺います。

ユネスコスクールとは、1953年ASPnetとしてユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整を図る共同体として発足しました。世界182カ国で1万1,500校以上がASPnetに加盟して活動しております。日本国内では2018年10月現在1,116校の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び大学がこのネットワークに参加しております。日本では、ASPnetの加盟が承認された学校をユネスコスクールと呼んでおります。ユネスコスクールは、そのグローバルなネットワークを活用し、世界中の学校と交流し、生徒間、教師間で情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指しております。

我が牛久においても、奥野小学校と牛久二中がこのユネスコスクールの認定を受けました。この認定に至った経緯について伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示された理念を実現するため、平和や国際的

な連携を実践する学校であり、ユネスコが認定した学校でございます。

文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをE S Dの推進拠点として位置づけしております。「おくのキャンパス」では、小規模ながら存続のための魅力ある学校づくりをしていこうということで平成27年度以降、環境教育と国際理解教育を学校教育の柱として取り組んでまいりました。

具体的には、環境学習において、奥野小学校では、地域のビオトープの生き物観察のほか、畑、田んぼ、竹林の耕作放棄の状況や太陽光発電の実施を調査し、自然観察の変化を学習しております。牛久第二中学校では、地域やNPOとともに「古民家再生プロジェクト」の実施や「山ゆりの会」とともに奥野のヤマユリの復活なども取り組んでおり、まちづくりの提案もしております。

国際理解教育では、奥野小学校でのイングリッシュルームやイングリッシュタイムの創設。牛久第二中学校では、少人数でございますが英語教育、小学校から続くスカイプによるオーストラリアオレンジ市との交流やブリティッシュヒルズでの英語宿泊研修の実施など、グローバル化する未来の地球を生きるための児童生徒の育成を実践しています。

これらの取り組みをより発展することを目的に、平成28年度ユネスコスクール加盟への申請を行い、本年7月27日に茨城県内の公立小中学校では初めて加盟承認を至ったところでございます。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、今後、他の小学校もユネスコスクール認定を目指していくのか。また、教育振興基本計画を今策定中ですが、計画にはE S D教育、S D G s、持続可能な社会のつくり手の育成等を掲げていくのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） その他の学校がユネスコスクール認定を目指していくのかということですが、現在、市内全ての学校でユネスコスクール認定に必要なE S D教育を実施しています。E S D教育というのは、持続可能な開発のための教育という意味であり、環境破壊や貧困、自然災害など地球規模の課題を自分のこととして捉え、身近なところから取り組む中で「未来像を予測して計画を立てる力」「多面的・総合的に考える力」「批判的に考える力」などを育成しようというものです。こうした力を育成するために市内の学校は「総合的な学習の時間」の中で環境学習や地域とつながる学習を実践しています。

特に、全ての学校の環境学習から牛久のまちづくりを市長に提案する「かっぱ大交流会」はこととして15回目になります。現在のところ、こうした実践をユネスコスクールの登録につないでいくかどうかということは、各学校の判断に任せております。

現在作成中の教育振興計画にE S Dについて明記するかどうかについては、新しい学習指導要領の中に、E S D教育として児童生徒に育成する力は総合的な学習の時間や教科で育成する力の中に含むとしています。つまり、教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの中で「多面的・総合的に考える力」「先を予測

して計画を立てる力」「批判的に考える力」を育成しようとしていますので、現在のところ特に前面に出してはおりませんが、パブリックコメントなどの御意見なども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、他の学校の取り組みなんですけれども、このE S D教育とは、持続可能な開発のための教育、つまり今の自分だけじゃなく、未来の人たちにも幸せになってもらえるような世の中をつくるための勉強がE S D教育であります。このE S D教育を意識した教育を、他の学校の取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市のE S D教育は、15年前に環境学習が中心でスタートしました。市内の全ての学校や学校周辺の地域にビオトープ、水辺をつくって牛久沼水系の生き物を霞ヶ浦水系までつないでいこうと、そうしたものでした。その流れで環境学習が多くの学校で実践されています。

神谷小では、学校のすぐそばにある谷津田を何年にもわたって再生してきました。ここで毎年田植えや稲刈り体験をして環境学習をしています。

牛久南中では、「踏み耕」といって自分たちで耕作放棄地を足で踏みならしながら耕して、稲を育て、できた米を調理実習に使ったり、みよりの里の皆さんと餅つき大会をしたり、過去には煎餅をつくって販売したりしていました。今年度は、耕作放棄地がふえている理由が農家の後継者不足であるということを知って、多くの人に現状を知ってもらい、農業をやりたい人をふやせないかということを話し合っています。

牛久三中では、科学部が中心となって牛久沼の環境調査を長年実施しております。市の取り組みに協力する形で、ウナギの稚魚の放流などもしています。

現在の総合的な学習は、環境学習だけでなく自分たちの地域に目を向け、地域再生やコミュニティーづくりを考えつつあります。

多くの中学校では、自分の地域の区長さんたちと懇談をして、地域のために何ができるかを語り合い、お年寄りと一緒にカラオケ大会やゲートボール大会、地区集会所の清掃、特別養護老人ホームの慰問、地域の祭りの参加などに取り組みながら、地域の課題を自分のこととして受けとめるような実践をしています。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 15年前からスタートされており、各小中学校、地域学習、ふるさと学習に取り組んでいるということをお伺い、このE S D教育というものには教本というものはありません。地域に根差した課題を子供たちが学び合う、話し合うという教育ですが、各市町村ごとに冊子をつくって題材にしているところもあります。本市においても教員が題材を探し、総合学習のテーマとして学ぶということでもあります。

そこで御紹介させていただきたいのが、愛媛県の新居浜市に小冊子で新居浜版SDGsを、こちらの冊子でありまして、中身はSDGsの17目標がESDとSDGを交えて世界バージョンと日本バージョンという形で今の課題を取り上げている冊子であります。この新居浜市では、2015年から地域の特色を生かした学習に取り組んでおり、2017年には全小中学校がユネスコスクールに認定されている市であります。自分たちで何ができるかを話し合ったことを書き込めるスペースを持ちながらこの小冊子を作成しております。

これからのESD教育をもっとわかりやすく、学びやすいよう、これは新居浜版ですが、牛久版を検討していく考えはありますでしょうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 総合的な学習の時間というのは、小学校3年生から中学校3年生まで、どの学年でも実施します。1週間に約2時間の授業があります。

1つの特徴は、教科書がなくて各学校でその内容を決められることです。主に地域の課題を解決するために学習したり、歴史や環境や作業や福祉を学んだり、防災、エネルギー、国際理解だったりもしますが、どの教材もESDの観点でまとめられる内容が多くあります。

この総合の2つ目の特徴は、教科を横断した学習をするということです。各教科で培った力を総合的につないでいって身近な課題を解決し、自分の生き方を考えていけるような力を養うことです。

しかし、先生方が一番苦勞しているのは、教科書がないために自分たちで教材を探してつくっていくかなければならないことです。特に先生方は数年に一回の異動がありますので、地域に詳しくないという現状もあります。その意味では、ESDというテーマで総合的な学習をつくっていくことは意味のあることだと思いますので、現在各学校で取り組んでいる実践をもう一度ESDの観点で整理してみるということも意義のあることだと思いますので、検討していきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） この牛久版をぜひ作成して、ふるさと学習、未来の子供たちが我がふるさとを自分で考え、また友達と話し合い、家族と相談しながらふるさとをよりよいものにしていくことを期待して、次の質問に移らせていただきます。

3点目でありまして、悩みを抱えている児童・生徒家族への支援といたしまして、スクールソーシャルワーカー導入後の現状と課題について伺います。

スクールソーシャルワーカーは、いじめや不登校、そのほかの学校でのいろいろな困り事への対応方法を考えるときに、子供1人のことや心理面のことだけでは解決しないことがあります。例えば、ひとり親として忙しく働いているがために、子供が学校でトラブルになってもなかなか昼間に学校に来られないかもしれません。親が精神障害や知的障害があったりして生活に苦勞しているのを見て、子供が親を支えるために学

校を休むことがあるかもしれません。また、いじめをしている子供が親から虐待を受けているかもしれません。こうした学校での困り事を抱えている子供を、家庭を支えるための専門職がスクールソーシャルワーカーであります。牛久市において、スクールソーシャルワーカーがきぼうの広場に1名配置されました、これは暮らしの中での困り事を抱えている児童生徒、その家族にとって大きな支援となっていると思います。

そこで、スクールソーシャルワーカーの配置によって見えてきた現状と課題について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今年度より、きぼうの広場に非常勤職員としてスクールソーシャルワーカーを1名配置し、週に3回の勤務をお願いしております。学校の要請に応じて家庭訪問等を通して子供や保護者とかわりながら、家庭内の課題の把握と解決のための支援を行っています。現在12の家庭、合計17人の児童生徒のケース会議を扱っています。11月末時点で合計96回の家庭訪問を行っています。

スクールソーシャルワーカーの具体的なかわり方としては、まず、学校のケース会議に参加し現状を把握します。その後、学校の先生と一緒に家庭訪問を実施し、子供や保護者と面談を行い、より詳細に実態を把握した上で支援策を決定します。

ある家庭は、ネグレクトが疑われ、子供は不登校でした。そこで母親の支援が不可欠であると判断し、家庭訪問では母親と信頼関係を構築するため面談を実施しました。面談の結果、母親はネグレクトではなくて、転校前にいじめに遭っていた本人を心配する余り、学校へ無理に行かせないほうがいいのかと思っていたことがわかりました。そこで、家庭訪問による面談を繰り返しながら、それらの不安を解消するとともに、子供との信頼関係も少しずつ構築しました。その結果、不登校であった生徒はスクールソーシャルワーカーと一緒に自宅から学校に登校できるようになりました。

課題としましては、家庭訪問をしても一向に保護者と会えないケースです。保護者とかわる機会がなければ支援策も見出すことはできません。今後は、そのような家庭に対して学校や教育委員会がどのような働きかけをすればよいか、今後「家庭教育支援チーム」を発足しますので、そちらとも連携しながらスクールソーシャルワーカーの有効活用を促進してまいりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、牛久市は、先ほどきぼうの広場に1名派遣型ということで配置をされています。要請があった学校に随時派遣され、いつも学校に来ているわけではありませんので、保護者や先生が本当に困ってしまったというときに要請が来ることが多いようです。現場からは1名のスクールソーシャルワーカーだけでは足りない状況があると伺っております。

そこで、スクールソーシャルワーカーを増員して、中学校区に1名の配置型が必要と考えます。毎週決まった日には必ず学校に来てクラスの様子を見守ったり、教職員と子供のことについて話し合ったり、家庭訪問に出かけたり、市役所や福祉サービスなどにつけ合ったりできます。割と頻りに配置された学校に来てい

るので子供たちにとっても身近な存在になりやすいメリットもあると考えますが、スクールソーシャルワーカーの増員配置の考えについて伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在の不登校や貧困などの現状を見ると、中学校区にスクールソーシャルワーカーを1名配置する体制づくりはとても有効かと考えます。文科省でも、スクールソーシャルワーカー活用事業として、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区へ配置しようとしています。

しかし、現状はスクールソーシャルワーカーの人材が不足している状況です。「家庭教育支援チーム」の動向を見ながら検討していきたいと思えます。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、家庭教育支援チームの設置について、今、設置を、結成をしていくという答弁もありましたが、再度伺わせていただきます。

家庭教育支援チームとは、子育て経験者を初めとする地域の多様な人材で構成された自主的な集まりであり、身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加するさまざまな取り組みや講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりします。また、地域の実情に即して学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら子育てや家庭教育を応援しています。

平成30年6月閣議決定した第3期教育振興基本計画では、家庭の教育力の向上の指標として、地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善を掲げていますが、家庭教育支援チームは本計画の推進において大きな役割が期待されております。

具体的な役割として、子供が成長するまで保護者と同じ目線で寄り添う役割、学校や行政の相談窓口には気軽に相談しにくい点をフォローする役割、虐待等の未然防止や不登校等の課題を抱える保護者をサポートする役割などが期待されております。市にとって地域で子供を育てることは重要であると考えます。

それでは、家庭教育支援チームの設置の具体的なお考えを伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 不登校の児童生徒に対して先生たちは頻りに家庭訪問をしています。その中でさまざまな家庭の要因が不登校に結びついていることを知ります。やはり、家庭の状況や子供の状況をいち早く知ることができるのは学校であり、その対応もまずは学校からスタートすることが多いです。しかし、先生方は毎日の授業やその準備、生徒指導、保護者との対応、その他さまざまな校務を抱えているため、きめ細かく家庭の様子を確認し、家庭への支援を行うことには限界があります。

そこで、さまざまな悩みを抱えた子供や家庭に対し、その子供を取り巻く周囲の環境に働きかけて問題の解決を図るのがスクールソーシャルワーカーです。その主な役割は、福祉的、医療的なケアも含めた相談活動であり、つなぐ仕事とも言えます。しかし、これらの専門職の数も限られており、単独で多くの家庭に寄

り添った支援を行うのには限界があります。

そこで、「家庭教育支援チーム」を結成し、家庭支援の充実を図ろうと考えています。「地域の子供は地域で育てる」という考え方に立ち、子育て経験者等の地域人材や教員OBなどを中心に「家庭教育支援チーム」を結成します。そして、支援チームのメンバーが学校の先生方やスクールソーシャルワーカーなどの専門職と緊密に連携しながら、児童生徒や保護者の相談相手となり、学校の様子を家庭に、家庭の様子を学校に伝えるなどして、スクールソーシャルワーカーのつなぐという役割を補完していきたいと思えます。

このようなことから、牛久市では来年度に向けて「家庭教育支援チーム」による訪問型家庭教育支援事業の実施を検討しているところです。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 訪問型家庭教育支援チームは来年度に向けて結成されるということで、今現場の先生たちの中で、ある小学校では養護教諭と教務主任が不登校のお宅に1日3回、4回と通っていただいている状況もあります。忙しい中時間を縫って、お昼、給食食べられないのでお昼御飯どうしているのか心配されていたり、今、火事にならないかどうか、火事になっていないかじゃないんですけども、1人でいるところの心配もあり、ようやく会えたという先生たちの喜びの顔、本当に、本当に忙しい中そうやって家庭訪問をしてくださる姿に感謝申し上げているところなんですけれども、この家庭教育支援チームでつなぐという役割で、声を出せる家庭はもちろんのこと、声が出せない、どこに出していいかわからない家庭は非常に潜っております。そのチームの中で朝の登校時に子供の顔色チェックとか、そういうこともこれからいろいろなケースを考えながら取り組んでいただきたいと思います。寄り添う中にも忍耐と愛情が大切でありますので、チームのメンバーへの心の育成もお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、発達障害児教育の充実について伺います。

発達障害は生まれつき脳機能の発達の偏る障害であります。障害には大きく分けて3つに分けられており、自閉症スペクトラム、注意欠陥・多動性障害、学習障害とあります。得意、不得意から、でこぼこミスマッチから社会に困難が発生しております。そのため、発達障害の特性を自分勝手、親の育て方が悪いなどと批判されることも少なくありません。

文科省では、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものと位置づけられております。

その第一段階といたしまして、就学前検診があります。毎年10月から11月にかけて、次年度小学校入学する、その年長児を対象に就学前検診が実施されます。就学前検診では、子供の健康状態や知能検査、言葉の検査があります。検診をすることによって、支援が必要な子供に対して教員を増員したりクラス編成に使われたりと、学校を運営するに当たり非常に大切な検診であります。

そこで、検診後再検査の対象となった子供は、入学までどのように支援していくのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 市内8校全ての小学校の就学前検診は、10月中に終了するように計画を立てて実施しています。各学校での検診時には、学校の職員や教育委員会の担当者など多くの目で観察し、その様子や検査の結果から気になる子の情報を共有しています。その後、その子が通う園へ連絡し、保護者への再検査を依頼しています。再検査によって問題がないと思われればその後の保護者との就学相談は行わず、園での様子を観察するなどにして終わります。

しかし、再検査で気になった場合には、発達検査の実施を保護者へ依頼します。発達検査は、子供の具体的な特性を知るための検査で、その結果を保護者に伝えることで、子供の特性やよりよいかかわり方などを保護者と共有することを狙いとしています。発達検査をもとに12月中旬までに保護者との就学相談を繰り返し行います。その後、発達検査や就学相談をもとに、市教育支援委員会を実施し、そこでの専門家からの助言を保護者に伝えます。このようにして、お子様にとってのよりよい就学先を保護者の理解のもとで決めるようにしています。

課題としては、保護者の理解が得られず、気になる子の再検査や発達検査が就学前にできない場合が多くあることが挙げられます。そのような保護者に対しては、園での子供の見取りや就学前検診時の結果などから、就学後に心配されることについて丁寧に説明することを心がけています。そして、まずは保護者と直接会って相談できる機会を設けることができるように努めています。

就学前の保護者へのアプローチが小学校への就学後も相談できる関係につながり、就学後に小学校の先生方と保護者が子供の特性を共有し、適切な支援につながっていくことと考えています。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、発達障害の教育には、まず保幼小の連携は非常に重要であると思います。今まで保育園、幼稚園で過ごしてきた生活、それに対しての保育士たちの対応の仕方、これらを丁寧につながなければ小学校生活に不便さを覚えます。しかし、現場からは教師と保育士、幼稚園教諭との支援が必要の気になる子についての話し合う機会がないと伺いました。

そこで、小学校の1年生の、新しい1年生の担任と卒園先の年長時の担任が年度途中に集まり、当時の園での様子や対応、現在の小学校生活の様子や変化を共有する機会を設けていくことが必要と考えますが、御見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在の保幼小連携の実情ですが、発達障害が疑われる子供への保幼小の連携として、まず市内の全ての園に計画的に相談員を派遣する巡回相談での見取りの共有が挙げられます。巡回相談により気になる園児の情報を就学する小学校ごとに整理し、小学校での就学前検診や保護者との就学相談に

生かしています。巡回相談のよさは、園の先生だけではできない気になる園児の就学に向けた話が相談員の専門的な所見から保護者に助言できることです。保護者の不安を和らげることで保護者の子供へのかかわり方が変わり、子供の気持ちの安定にもつながっていきます。しかし、園の先生方や相談員とも話ができない保護者に対するアプローチの仕方が課題となっています。発達障害の疑いのあるような園児の対応については、保護者との相談ができる関係づくりが重要であり、そのための効果的な方法を検討しています。

次に、発達障害やその疑いがある子供の療育等を行っているのぞみ園との連携です。療育等をしている子供のよりよい就学のために保護者との相談を繰り返し行い、就学先を決定するようにしています。のぞみ園では、就学先の小学校でも子供の特性を理解した対応ができるように個別資料を作成しています。ただ、この個別資料には子供の障害の状況が記載されているため、小学校に引き継ぐためには保護者の許可が必要です。一部の保護者が提出には消極的であるのが現状です。そこで、小学校との指導の連携を図るために、保護者の皆様には資料の提出をお願いします。

次に、各園と小学校との情報交換会の取り組みであります。ここでは配慮を要する子供の情報を交換しているの、小学校へ就学後も非常に役立っています。ただ、年々配慮を要する子供たちの見取りが充実してきており、それを伝えるためにたくさんの時間が必要になってきています。

次に、就学後の見取りです。就学後の5月には、小学1年生の全教室をのぞみ園や子ども家庭課、きぼうの広場など関係職員が訪問し、気になる子のその後の状況を共有しています。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは再質問させていただきます。

送り出した園と受け入れた小学校で気になる子の状況を連携していく具体的な改善策などの考えはありますか、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今後はさらに発達障害児に対する教育の視点も取り入れて、幼保小連携を改善していかなければならないと考えています。これまでは、前年度の2月に幼稚園や保育園と小学校で配慮を要する園児の引き継ぎを行いました。これは学級編制のために行っています。これからは、新年度になって小学1年生の新しい担任が決まったところで、もう一度支援の必要な子供たちの確認を行いたいと思います。

また、5月には教育委員会指導課や子ども家庭課、のぞみ園の職員が各小学校の1年生の教室訪問をしました。これまでは配慮を要する子供への授業を参観して放課後に担任と懇談しているだけでした。今後は、この活動をさらに充実させて、子供へのかかわり方や指導のあり方なども担任に支援していきたいと思っています。さらに、夏休みには各園と小学校が2回目の情報交換会を設定して、引き継いだ子供の成長や困難さを共有していきたいと考えています。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今まで行っていた2月の引き継ぎのところが4月に行われるということで、本当に2月でやっていると4月の担任が困ってしまっていて卒園先に電話をし、この子の様子は園ではどうだったでしょうかというような問い合わせもあつたりと、また、その引き継ぎがうまくいかないことによって、1年生の教室が学級崩壊のようになっている現状もあります。その中でスクールアシスタントだけでは足りず、養護教諭やチーム学校として手のあいている先生がクラスに入っている状況も伺っておりますので、ここの引き継ぎ、幼保小の連携のところを強く連携をしていただいて、この子の育ちを見取っていけるようによろしく願いいたします。また、その中には人的配置を手厚くする状況もあると思いますが、その際にはしっかりと予算をつけ、子供の成長のサポートができる充実した体制が築けるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（板倉 香君） 以上で1番藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時07分休憩

午後1時16分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番中根利兵衛君から早退の申し出がありました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、14番遠藤憲子君。

〔14番遠藤憲子君登壇〕

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。通告順に従いまして、今回3項目について質問をいたします。

まず初めに、牛久シャトーについてであります。この質問につきましては、もう既に同僚議員の方たちが質問をしておりますが、改めて質問をしたいと思っております。

今回の撤退発表につきまして、牛久市は新聞発表、オエノンホールディングス株式会社の訪問で知ったと言われましたが、これまでもオエノングループとの間のコミュニケーションとれていたのでしょうか、伺いたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

市のランドマークとして日々生活の中に当然そこにあるものとして牛久シャトーに接している市民の皆様と、企業経営者が事業活動の一部門の施設と見る感覚は異なるものかもしれません。

しかしながら、牛久シャトーのホームページでは、次の1世紀につなげるため、施設全般の保全、整備、美化活動を継続していく旨が表明されておりますことから、オエノンホールディングスとしても牛久シャトーの価値を十分理解されているものと考えます。

市とオエノンホールディングスとの関係について、コミュニケーションがとれていたのかとの御質問でございますが、牛久シャトーとはイベント等の相互協力等、密な関係が構築できていたと認識しております。また、親会社であるオエノンホールディングスについてもトップが牛久にお見えになった折に市長と何度か面会をさせていただいております。

こういったコミュニケーションがあったからこそ、国指定重要文化財として牛久シャトーが登録されたものであり、日本遺産への申請につきましても御了承をいただき、登録申請したところでございます。昨年度は残念な結果でしたが、今後についても引き続き申請の御了解をいただいていたことから、今回の飲食・物販事業からの撤退について、事前に連絡や相談がなかったことは大変残念なことであると感じております。

今後、オエノンホールディングスとの話し合いの中で、市と市民の牛久シャトーへの特別な思いを伝え、将来にわたってにぎわいが続くように協力し合うとともに、市としても積極的にかかわることができるように話し合いを進めてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今回の牛久シャトーが飲食・物販からの撤退問題、私どもも新聞発表から知ることになったわけですが、市民の中では大変これにびっくりしておりますし、やっぱり牛久市のいろいろなイメージをダウンされるのではないかと、このような声もたくさん聞いております。

牛久市のほうでは、牛久シャトー、2011年の都市計画マスタープラン、ここの中心市街地の活性化の項目で牛久市のシンボル、今、部長のほうでもランドマークということもありましたが、牛久市のシンボルとして位置づけていました。今は、御答弁にもありましたように、2008年には旧醸造施設を国の重要文化財、これに指定をいたしました。さらに3.11、東日本大震災で重要文化財が被害を受けまして、国、県、市そして事業者の助成ということで復旧工事が実施をされたことは周知の事実でございます。しかし、今回のことで牛久の観光スポット、これが大きくイメージダウン、牛久シャトー、いろいろ庭等はあるといったとしても、飲食、そしてまたお土産等がなくなるということはイメージダウンということで、多くの方が心配をしているということですね。市の今後のまちづくり、それにも影響が出てくると考えておりますが、現在、市が考え得ることは何なのかということをもう一度伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えをいたします。

長年市民に愛されてきた牛久シャトーは、牛久市の観光の拠点でもあり、市の象徴的施設であることから、この一企業の経営の問題として捉えるのではなく、牛久の象徴を現在の状態で継続できるようあらゆる可能

性を模索し、市が積極的にかかわることができるように取り組むべきであるというふうに考えているところでございます。

前の質問でも、昨日ですか、質問でもお話ししたと思うんですが、今、市長とオエノンホールディングスの社長とトップ会談ができるように事務方、我々のほうで今いろんなお話し合いをさせていただいているところではありますが、そういうトップ会談においてもですね、まず市民の声をお伝えするとともに、これから市が積極的にかかわることができるようにしたいという旨、これを市長よりお話をさせていただき、オエノンホールディングスとお互い協力し合うような関係で、今後も進めていけるように交渉してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） こういう事態が突然起きたわけですが、よく事業などをやっていらっしゃる方は、ピンチはチャンスという言葉があるそうです。今も市民のほうから、そしてまた行政区、それから署名とか嘆願書とか、何とか存続をという多数の意見が寄せられていることは存じております。今までも牛久シャトー、芋銭展での会場提供、そしてまたピアニストの方、音楽家とのコラボレーション、市役所から大変近いせいもありまして、牛久市民にとっては大変身近な存在であり、いつでも行ける場所、そのようなことであったと考えます。民間企業が経営の判断で飲食から物販、それを撤退をする、この決定をしたことについて市がどうのこうのということとはできないとは考えます。それでも市としてできる最善のこと、それは全て考えていくべきであります。2番目の質問と重なってしまうかもしれませんが、その辺についての考え、再度伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えをいたします。

先ほどちょっと同じような内容になってしまうかもしれませんが、やはり市民の皆様がこれだけシャトーのことを愛しているのかというような思いを我々は受け取っております。そういう期待にまず応えたいというのが我々の全ての職員の思いでございます。とともにですね、済みません、繰り返しになってしまいますが、これからトップ会談を何としても実現したいというふうに我々も思っていますので、その中で市長から我々あるいは市民の熱い思いを向こうのトップの方に伝えていただいて、やはり牛久市がいろんな意味であらゆるものを考えていきたいとはもちろん思っておりますが、牛久市が積極的にかかわれるようにするにはどうしたらいいかというのは、我々今後いろんなシミュレーションをしながら考えていきたいと思っております。それには、やはりオエノンさんの協力ができないというふうに思っておりますので、まずそこを実現したいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、部長の答弁でもオエノンさんの協力ということが出ましたけれども、市長、

これまでもオエノンホールディングスさんに、市長になられてから連絡は密にとっていらっしゃったというふうに言われていましたが、どのくらい行かれたのか、その辺は御答弁お願いできますか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） オエノンホールディングスさんの社長とお会いしたのは私は1回でございます。ただ、関係する取締役、専務さんとか、そういう方とは、県とか、それから正月にもおいでくださいますし、そういうわけでいろんな話をしています。1つは、私はこの数年は非常にシャトーさんとのいろんな話は、いろんな話をして、そしてホワイトパーティーもございましたけれども、そういう利用の仕方何とか私たちのということでやっていました。ですから、私はそんなにはいろんなことでコミュニケーションはあったのかなと自負しているところがございますが、こういうことになって、やっぱり友達が。友達の、何ていいますか、そういう、友達かそういう話で、友達だったらば、友達じゃないかもしれないけれども、友達だったらばもうちょっと話があってもいいんじゃないかなという話で私はそういう、聞いたときはちょっと大人げないなという、大人げないことするなと、私もまあちょっと大人げない言葉もしゃべってしまったのかなということで、そういうことで、私も当初とはちょっと入り口をかえないと、そしてとにかくきのうもお話ししましたけれども、会社は会社の理もございます。牛久は牛久の理もございます。そういうことをうまく考えながら交渉しないと、これから先はお互いに、何ていいますか、うまく進むほうに行かないんじゃないかなということございまして、ただ、いろんな情報集めますと、非常に本社のほうにも相当多くのメール、それから電話も行ったようでございます。喫緊の話ですと、あしたまた茨城県でも知事の記者会見があるようなことを聞いています。そのときにも、このシャトーについての話題が上がるような話も聞いております。ですから、非常に牛久ばかりじゃなくて茨城県、そして本社のほう、要するにはもうこの場でとまることなくいろんな箇所ですらそういう話が起ったということで、恐らくオエノンさんのほうも想定外のことが起きているのかなということございまして、あんまりそこで私たちが声高々に、何だ何だという、またあちらのへそを、またちょっと違うところ向いちゃった、それも困るので、ここは冷静に、冷静にというか、何ていいますか、これからのやり方をどうしたらいいかということに向けて、もう過去はいいです、過去はいいですと言っちゃうと話変になっちゃうけれども、過去は過去として未来志向で何かしなければいけないんじゃないかな、それが一番目的じゃないかなということで、私は話を進めていくことでいきたいと思っています。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 市長、今の御答弁で非常に悩んでいらっしゃるというか、まあそれはよくわかりました。別な方の質問で、やはり記者会見、強い口調で言われたこと新聞で公表されたために、オエノンホールディングスのほうから何か不愉快、このような言われたというふうにも言われました。本社にも今メールとかで声が届いているということなんです、かなり牛久市、それから牛久市民とオエノンホールディングスの間で温度差が出ているのではないかなというふうに私思っていました。こういうことで、向こう

に不愉快な思いをずっとさせるのではなくて、今後ですね、代表と会われるということを今現在調整中ということなんですが、一つの牛久シャトーというかな、企業としてだけではなく、長い間牛久市で営業されてきた企業、これはすごく社会的な貢献、果たしてきた努力、それから社会的貢献なども大変大きいというふうに感じています。特に私どももそうなんですが、イズミヤとか牛久シャトーがこういうふうになくなるといふことで、改めてその大きさに気づかされているのが今の状況ではないかなというふうに思います。私も含めて40万人、観光客が牛久シャトー訪れていたのになぜ撤退なのかということ、本当にどうなのかということ冷静に考えますと、シャトーというのは春は桜、それから夏はビールとかワインとか、そういうことで市民に本当に身近な場所だったと思います。実際、じゃあ牛久市民がどれだけシャトーを利用していたのかということをやはり冷静に見なきゃいけないと思います。大型のバスが入ってきているというかもしれませんが、その辺が大変シビアに見ていかないと、先方との今後の話し合いですね、それなどもずれてしまっていくのではないかなというふうに考えます。市長もその辺をしっかり、牛久市でランドマークだけではなく、市民の憩いの場でもあったし、それから、このシャトーがそういう物販のほうから撤退するということで大きな市のイメージもダウンするだけでなく、やはりそういうような大きな影響があるということを重々伝えてほしいと思います。

ちょっとこれはホームページでちょっと見たんですが、フレンチレストラン、それから売店、ワイン、クラフトビール工場、ワイン工場からは12月28日をもって撤退をするが、園内、それから神谷傳兵衛記念館ですか、それからオエノンのミュージアムについては引き続き一般公開をするというふうにこれは公表しています。ほかの方の質問でも固定資産税の減免については1カ所ですか、それがあということなんですが、他の施設につきましてはオエノンホールディングスの方にとってみれば、施設をこのまま維持していくということについては、非常に多くの経費等もかかってくるのではないかなということはお火を見るより明らかだと思います。その辺も、市長が社長と会うときには重々に、言葉等につきましては慎重な対応をしながら、再度、ここですね、市が本当に何ができるのか、先方も市の出方を見ていると思いますので、その辺について再度伺いたいと思います。これはもしよろしければ市長に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） イズミヤの問題もそうですけれども、交渉事というのは非常に、私たちから言いたくとも言えない部分ございました。相手があるものでございますから、ちょっと口幅ったいこともそういう状況もあることも現状であります。

今回の牛久シャトーの場合も、経営的には僕ら見ている、あそこ結構利用しているものですから、え、これでどうなのかなということでは気持ちの中で思っています。ただ、それをオエノンホールディングスさんに、あんた大丈夫なの、経営どうなのということは私たちから言えることとさせていただきます。もうこっち受けとめながら、もう一度これをこうしたらいいとか、そうしたらいいんじゃないとかいうことは、私た

ちはちょっと言えない部分が、やっぱり行政でございますので、ただ、できること、私はやったつもりでおります。

そして、さっきも言ったように、プロジェクションマッピングとか、それから商工会とのいろんなコラボ、そしてホワイトパーティー。ホワイトパーティーも本当は3月ごろ予定していたんですが、それもちょっと無理になってしまって、これは市民の方にちょっとお約束事ができなかったというのも、ちょっと心にございました。そういうことでございまして、これからやっぱり、もう一回冷静になって、あちらは民間なんだよ、こちらは一応こういう自治体なんだよ、そこで何か接点を見出しながら、そしてお互いのウイン・ウインの関係で、そしてこれがお互いの利益供するようなことを探しながらやっていく。でも、やはりそういうことも確かに難しいと思いますけれども、でも、難しい中にこれがまた牛久の大きなランドマークとの、牛久シャトーができればまさしく市民の共同のシンボルとして、また大きくなるのではないかとということで私はそういう面ではひとつ期待していてもございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） ぜひ、こういう問題に起きたときに、やっぱりすぐ対応するというのが大変必要だと思いますので、スピードをもって、ぜひ牛久市の思いを伝えていっていただきたいと思います。

続きまして、小児のインフルエンザの予防接種のことについて進めてまいります。

この予防接種の問題につきましては、2017年の3月議会でも質問をいたしました。現在では牛久市だけがこの小児のインフルエンザ助成を実施していない状況となりました。これから流行期に当たる、このことを考えますと、確かに毎年インフルエンザ流行する型が違うために予防接種を受けていてもかかる場合がある、このことは存じています。しかし、接種を受けていて重症にならず済んだ事例、これもあるとの報告もあります。インフルエンザはウイルス感染なのでせきとかくしゃみ、それでもうつる、大変感染力が強いので、幼稚園、保育園、学校などでは出席が停止をされます。働いている保護者だけでなく大変影響は大きいと考えます。

このインフルエンザの予防接種、13歳までは2回接種、それで初めて免疫効果が期待できるというふうには言っておりますが、大変経済的負担が大きい、お子さんを持つ保護者の方から声が寄せられました。その方、お子さんがいらっしゃるんですが、子供1人1回これは4,000円だそうです。2回で8,000円。特に受験期のお子さんを抱えている家庭では、子供だけでなく家族も接種を受けるために、この予防接種だけで2万円近い金額、これの支出があるといいます。ほかの自治体では、この小児のインフルエンザの助成額、1回当たり1,000円から2,000円ほどが多いというのが報告をされています。

今回、風疹の大流行、きょうも新聞で報道されていました。今まで予防接種の行政から漏れていました年代、特に39歳から56歳男性については、3年間無料化の方向が出されております。この風疹については自分が抗体を持っているかどうか、その検査や持っていない場合の接種について国が助成をするという方向

です。予防接種法の定期接種に位置づけますと、原則無料となるということですね。そういうようなことが今回の報道でありました。

一方で、インフルエンザにつきましては、小児、子供や高齢者がかかると重症になる、そういうふうに警鐘を鳴らす医師もおります。ほかの自治体で実施をしておりますインフルエンザ助成について、市の考えをお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

小児インフルエンザ予防接種の助成につきましては、平成29年第1回定例会でお答えした方向性と変わりはありません。現在も、国が定める予防接種法においてインフルエンザ予防接種は小児を対象としてはおりません。厚生労働省研究班は、6歳未満児におけるインフルエンザ予防接種の有効性を50%から60%と報告しています。しかし、ワクチンで予防できるインフルエンザの型と実際に流行する型に違いが出る場合が多く、個人や集団における感染や発症を阻止する効果は他の予防接種と比較して低いとされております。

実際、昨年シーズンの小中学校における学級閉鎖の患者数罹患率を、5歳から14歳人口が牛久市と同規模で、助成を実施している市と比較したところ、患者数罹患率は769人、9.02%と、牛久市の530人、6.58%を大きく上回っております。予防接種助成の実施が集団発生を抑制しているとは言いがたい結果となっております。

牛久市は、任意予防接種の充実には他市町村に先駆けて取り組んできております。感染すると重大な後遺症が残る可能性等があり、発症予防や集団感染予防について効果的な予防接種の助成として、近年では平成27年度にロタウイルス胃腸炎の予防接種の一部助成を開始し、平成30年度、今年度はおたふく風邪2回接種を全額助成といたしました。中学生以下の1人当たりの予防接種公費負担額は3万8,320円となっております。発症や集団感染予防に効果的な予防接種に対し、国の検証結果やワクチンの認可、生産量等の動向を踏まえ、引き続き小児インフルエンザの助成につきましては検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） インフルエンザの予防接種、接種をしても予防効果が低いという御答弁でございました。牛久市以外のほかの自治体は皆実施をしているんですね。大人、高齢者は全員、どこでもやっていますが、公費助成やっていないのは牛久市だけというふうに今のところはなっています。なぜ、ほかの自治体では助成をしているとお考えでしょうか。

なお、牛久市は今の御答弁ですと、他の自治体が助成をしていない予防接種、おたふく、それからロタについて助成をしていると言うが、それが助成をしない理由には当たらないと私は考えます。子育て中の保護

者の間からも、牛久はなぜインフルエンザの予防接種助成がないんですか、このような問い合わせも受けております。子育て支援充実のためには、やはりこういう予防接種の助成というのも考えていくべきではないかと思いますが、負担軽減について再度伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 繰り返しとなりますけれども、予防接種法に位置づけられている定期予防接種の接種勧奨や、その周知に取り組むことというのが最優先と考えておりまして、定期予防接種になっていない子供のインフルエンザワクチンに対する公費助成は、引き続き検討ということになります。

それから、予防接種関連で申し上げますと、昨日厚生労働省より39歳から56歳の男性の風疹予防接種、抗体検査の無料化について発表がありました。この対応につきましても、医師会の先生方への御協力をお願いしたところでございます。

市としましては、より効果的な感染症予防対策というものを考えて今後も実施してまいりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） きこのう、牛久の医師会の方と会合ございまして、その中に、去年はおたふく風邪の話も出ました。ことしもいろいろ話あるのかなと思いましたが、ただ、インフルエンザの助成については話がありませんでした。ただ、このロタウイルスも一部補助をしているんですけれども、ここを何とか全額でしてくれないかという話はいただいたところです。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） インフルエンザ予防接種、流行する型が違う、また有効性が50%、これは国のほうの研究班の報告なんですけど、やはりかかった方の保護者から聞きますと、やっぱりかなり子供たちが影響もあるし、働いているお母さんなどはその間は働くこともできないので、預けることもできないので、やはり予防接種で、多少予防ができる効果があるということならば、ぜひ牛久市にもこのことを要望してほしいということを言われています。ほかの自治体では、先ほど言いましたように去年、2017年のときにはたしか5つの自治体だったかな、2日だと思ったんですが、今回はこの間の県のほうでこの資料いただきましたところ、牛久市だけが助成をしていないということ。風疹につきましては予防接種法の定期接種、それに位置づけるということで国のほうでも原則無料化を図っていく、これはきょうの新聞報道でもあったのは事実です。とにかくやっぱり予防接種法の定期接種、これに位置づけられない限り、やっぱりなかなかこの予防接種については実現することが難しいんだなということが今の御答弁のほうからもわかりました。インフルエンザにつきましては、引き続き子供たち、そしてまた、そのための予防効果を高めていくためにもぜひ取り組んでいきたい、これは要望にとどめておきたいと思います。

続きまして、3番目、障害者・高齢者の生活実態を把握をし、命を守るためにということで質問をいたします。

ひとり暮らしの高齢者、それから障害者につきまして、市はどのように把握をしているかにつきまして伺いたいと思います。

9月にひとり暮らしの障害者、この方の孤独死の報告を受けて、私大変衝撃を受けました。亡くなる1週間前には相談事で連絡があったばかりの方でありました。この方は訪問サービスを受けていましたので早目の発見となり、親族への連絡も早くついた、このようなことで多少連絡が早かったということではよかったですと思っております。

最近、ひとり暮らしの障害者、そしてまた高齢者への全戸訪問、ほかの自治体で実施をしていることを知りました。ひとり暮らしということでは生活実態を把握をする、また介護予防や認知症患者の早期発見、このことにつなげるということでございました。

牛久市でもこのようなひとり暮らしの高齢者、障害者の全戸訪問の考え方はどうなのか伺いたいと思います。

まずは、ひとり暮らしの方の現状について市はどのように把握をしているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） サービスを受けていないひとり暮らしの障害者への訪問につきましては、就労により日常生活が自立できているケースや訪問を望んでいないケースがあることから、ひとり暮らしのサービスの利用の有無にかかわらず、本人が訪問による支援を求めた場合、職員が自宅等に訪問し、相談等の支援を実施しております。

高齢者の方々の自宅訪問につきましては、毎年4月1日を調査基準日として、65歳以上のひとり暮らしの高齢者の調査を民生委員児童委員の方をお願いしております。平成30年度のひとり暮らしの高齢者数は、男性で792人、女性で1,511人の合計2,303人でありまして、昨年度に比べ115人が増加し、牛久市の65歳以上のひとり暮らしの割合は9.81%と、昨年度と比べまして0.2%の増加ということになりました。

民生児童委員の方々には、このひとり暮らしの調査をきっかけにして、地域の身近な相談相手となっただき、ひとり暮らしの調査の後にも生活上の心配事を初め、生計、健康及び福祉などに関する相談を受けていただいております。支援を必要とする方に対しては行政や専門機関への橋渡しを行ってまいっております。

また、台風24号が通過した本年10月1日には、90歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、職員が自宅を訪問し、被害状況や安否の確認を実施したところでございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは再質問いたします。

今の御答弁の中で、ひとり暮らしの高齢者、就労している方は別ですけれども、訪問を望んでいないケースがあるということで、ひとり暮らしの方の把握については支援を求めたときに訪問をして相談の支援を

施をするということなのですが、まず、このひとり暮らしの障害者、訪問を求めない、そういう場合がどういふことがあるのか、まずはそれを伺いたいと思います。

それと、65歳以上、平成30年ですか、2,303人がひとり暮らしの高齢者、毎年民生児童委員が訪問して実態を把握をしているということですが、その中で、民生委員の方々が訪問し、対応した内容などはどういふのがあるのかを伺いたいと思います。

それとまた、行政区が今行っていると思いますが、要援護者台帳、これは御本人から登録の申し出があったときに作成される台帳なんですけれども、この登録のことについて、行政区と民生委員との連携はどういふふうになっているのか、その辺を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 再質問にお答えいたします。

まず、障害をお持ちの方で訪問を望まないケースについてでございますが、障害といっても身体障害または知的障害、精神障害、それぞれ対応として違ってまいります。例えば、精神障害をお持ちの方であります。やはりその病状、自分で自覚をされていない方もいらっしゃいます。そういう方は訪問について拒否感が強い、そういうケースがございます。実際に訪問している内容としまして、件数的なものを申し上げますと、平成29年度につきましては18人、延べ31件の対応をしております。30年、本年4月から11月につきましては12人の方に対して35件の訪問を行っているところでございます。こちらにつきましては、引き続き本人の求めに応じて訪問、また電話等の相談に応じてまいりたいと考えております。

それと、民生委員児童委員の方に対しての相談についてでございます。民生委員児童委員に対する平成29年度の相談件数につきましては、724件寄せられております。その内容といたしましては、日常的な支援、子供の地域生活、健康母子保健、在宅福祉、介護保険などひとり暮らしの高齢者だけでなくさまざまな方への相談支援を実施しながら、要支援者台帳への登録、高齢者移送サービスモデル事業への登録、緊急通報システムへの登録などを初め、関係機関と連携して活動をしているところでございます。要援護者台帳登録に関する民生委員児童委員と行政区との連携でございますが、民生委員児童委員を通じて要援護者台帳に登録を行い、登録後の台帳につきましては地域での見守り活動に生かしていただけるよう、民生委員児童委員と区長に配付をして活用をいただいているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） ひとり暮らしの障害者、そして高齢者の生活実態というのは、障害者につきましてはなかなか御本人からの申し出がないと訪問自体が難しい状況というふうに今わかったんですが、地域の方、そしてまた、そのサービスを受けていないということであっても、その辺の実情は市としても何らかの方法で把握するということが無理なのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

それと、高齢者のほうなのですが、ここの第7期の介護保険の事業計画、それから高齢者の保健福祉計画

の中で、地域住民による見守りという項目の中で、ひとり暮らしの高齢者の調査、それから見守り活動の推進というところがうたっております。特にやっぱり行政区、民生委員とが最初にかかわり、その後は地域の方たちがその方たちの見守りを続けていくということでその方の生活実態、そしてまた何かあったときの緊急の対応とかが図られているのではないかと思います、その辺の実態についてはどうなのか伺いたと思います。

特に、高齢者の方などは、なかなか御自分から外に出る、また、そういうようなことを外に発信をすることが苦手な方がふえているのではないかと思いますので、地域住民も含めてのこの把握について再度伺いたと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） まず、障害者の方でサービスを受けていない方についてでございますが、まず、地域の相談相手として民生委員児童委員の皆さんがそういう把握をされた場合に、市のほうに情報の提供をしていただくということになろうかと思います。その後、市のほうでその方に対してどのような支援をするか、訪問による支援なのか、また電話等による支援なのか、そういう個別の状況に応じて検討して、その方に対して必要な支援を行っていくことになろうかと思います。

また、見守り体制につきましては、現在民生委員児童委員さんを初め、行政区、地区社会福祉協議会などにおいて、それぞれ見守り活動を行っていただいているところでございまして、何か気になることがありましたら民生委員さんを通じて、また区長さんを通じて公的な例えばサービス、介護保険ですとか生活保護などのサービスが必要な場合、市の専門機関へつないでいただくなど、そういう対応をしているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 確かに今次長がおっしゃられるように、そういうような体制にはなっていると思います。ですけれども、やっぱり地域の中で私どもの地域などは高齢者が大分多くなってきましたので、ひとり暮らしだということをやはり周りの方にも伝えていない、そして、そのときに、たまたま倒れていたときに、おひとり暮らしの方なんですが、息子さんが見えたとのことによって倒れているということがはっきり発見をして事なきを得たということなどもありますので、地域の中でですね、やはりそういう情報がほとんど共有されていないというのが今の実態であります。民生委員さんも自分の住んでいる地域ではなく、ほかのちょっと離れたところを担当されているということでは、地域の中にそういう情報が一切おりては来ていません。特に行政区長にはこの情報等は行っているんでしょうけれども、例えば、民生委員さんと行政区の役で一番近くにいるのは、やっぱりその区の班長などがあると思いますが、そういう情報などは、そこまでおろすということは、市としては考えていないのかどうかを伺いたと思います。倒れているということ、緊急を要する場合などもありますので、その辺について市がどういうふうの実態を把握をしているのか、行

政区と連絡をとりながらということでありましたけれども、その辺はどうかを伺いたと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほども一部お答えしたと思いますが、地域で、特にひとり暮らしの高齢者などがいらっしゃる場合は、民生委員さんを通して要援護者台帳に登録をしていただき、地域での見守り活動に生かしていただけるように、その情報というのは民生委員児童委員さん、行政区長に配付をして活用をしていただいているところがあります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 市としてはそこまでしかできないということと理解しました。あとは地域の中で、その辺の情報を共有をしていく。行政区によってはその辺をきちっとどこまでやっているのかということ、たしかこれは個人情報の関係があるのではないかと思いますので、その辺についてはもう少し深めていきたいと思います。

続きまして、介護保険制度の要支援サービスについてであります。

介護事業所の撤退、これも前に質問をしたことなんですが、そのため、要支援1、2、相互事業ですか、今サービスを受けている地域支援事業、その辺の現状について、現在はどうなっているのかを伺いたと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 平成30年9月時点の第1号被保険者でサービスを利用している要支援認定者数は要支援1が95人、要支援2が119人で、合計214人となっております。

要支援認定者が利用している介護予防サービスの主な内容としましては、訪問看護が30件、訪問リハビリテーションが11件、通所リハビリテーションが55件、短期入所サービスが3件、福祉用具につきましては貸与が138件、購入が2件で合計140件、住宅改修サービスは4件となっております。

また、従来の介護保険制度によるホームヘルプサービス及びデイサービスは、平成30年4月より介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行されており、総合事業によるサービス内訳では、生活援助などの訪問型サービスが104件、通所型サービスが328件となっております。

以上のことから、要支援者の方々が利用されているサービス種別では、介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられています生活援助などの訪問型サービスと通所型サービスの件数が多い現状となっております。

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指すものとなっております。市といたしましては、今後とも本事業の充実に努

めてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、国では要支援1、2、そしてまた今度は要介護ですね、それも介護保険の制度から外す、そんなような計画もされていると聞きます。確かに介護保険料、これからの高齢社会にその介護保険制度を維持していく、そのことについてはそういうことがあるかもしれませんが、介護保険料を納めておいてサービスを利用できない、こういうことだけは避けなければならない。そのためにも市として取り組んでほしいということがあります。

国では高齢者、今の要介護、要支援ならない前の高齢者の生活を見直しして、虚弱予防活動、これに今、力を入れております。お隣の千葉県の柏市、ここでモデル事業を聞く機会がありました。厚生労働省はフレイル対策のモデル事業として2016年、17年と実施をし、2018年に本格的に取り組む、これは全国的に取り組むということだと思いますが、このフレイルということ、この言葉をこの機会に初めてお聞きしたんですけども、加齢とともに筋力や認知機能が低下をし、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態をフレイル、虚弱というふうに言うそうです。しかし、適切な介入や支援で生活機能の維持向上を可能にするために、フレイルにならないような予防が大事だというふうに位置づけております。

牛久市では、介護保険制度の中で介護予防事業として行政区を通しまして元気教室、それからリハビリですね、そういうリハビリなどを実施しておりますが、それがこの事業に当たるのかどうか、フレイルという言葉もそうなんですけれども、その辺について牛久市の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 牛久市では介護予防事業として、平成18年度から各行政区におきまして3年から4年程度の間隔で元気教室を継続的に実施しております。元気教室では65歳以上の介護認定を受けていない方を対象に日常生活状況調査、体力測定、健康講話、地区活動の紹介等を行っておりますが、国のフレイル対策モデル事業の研究結果等に基づき、今年度からフレイル予防に関する調査と健康講話を取り入れています。

フレイル調査票は、東京都健康長寿医療センター研究所が研究開発したもので、15項目のうち4項目以上のチェックがつくとフレイル該当となるものです。15項目の内容でございますが、身体能力、栄養、社会性となっております。牛久市では独自に口腔、認知機能について3項目を加え、合計18項目で調査を行っております。教室では、当日の健康講話でフレイル予防に大切な6つの柱であります栄養、運動、口腔、心、生活範囲、社会とのつながりの重要性を伝えております。筋肉の太さを見る指輪つかテストなども盛り込み、体力測定と合わせて自分の状況を把握し、予防に取り組めるようなプログラムを実施しております。調査によりフレイルに該当した方には、職員が個別に電話連絡や訪問を行い、個々の状況に応じた知能教室やサービスなどにつなげています。また、調査票未回収の方に関しては、75歳から84歳で独居の方に対

象を絞り、民生委員の御協力のもと戸別訪問等により対応をしています。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 牛久では、この介護予防として元気教室を平成18年度から既にやっていたということなんですけれども、やはり介護にならないよう、要支援にならないよというということでは予防ということが大変重要になっていると思います。今、御答弁の中で独居の方に対象を絞っているということ、フレイルに該当した人には独居の方に対象を絞って民生委員の協力のもとに戸別訪問により対応しているということでしたが、この辺の実態はどのように対応をとっているのか、戸別訪問、民生委員がここでもまた協力として上がってきておりますが、この辺はどうなのかということ、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほど75歳から84歳の方を絞ってということですが、これは調査票を提出していただかなかった方に関しまして、対象を今一番危険性が高い年代、対象者が多いだろうと推定される年代ということで、この対象者を絞って、また行政区単位で実施をしていますので、また身近な今後の相談等もありますので、民生委員さんの御協力もいただきながら訪問調査等を行っているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 確かにこれから2025年、団塊世代が75歳になるのを機に大幅に介護の必要性が出てくるということが予想されて、いろいろなサービスを今までのサービスから縮小する、利用が制限をされるという方向が国のほうでも打ち出しております。特養の入所基準を要介護3にするというか、そういうようなことなども含めまして、牛久はこれから高齢社会、そして人口減少に入るかもしれません。そういう中でも子供たちも含めて高齢者の生活、それをきちっと把握をして守っていくためにも、また議会の中でも質問していきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で14番遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後2時11分休憩

午後2時25分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番鈴木かずみ君。

〔15番鈴木かずみ君登壇〕

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみです。通告に従って一般質問を進めてまいります。

初めに、東海第二原発再稼働の賛否を問うという点で、3点の質問をいたします。

1つは、20年延長についてです。

11月7日、運転開始から40年になった老朽原発の東海第二原発に対し、原子力規制委員会が運転期間の20年延長、2038年までですね、これを認めたことは御承知のとおりです。原子力規制委員会といいますけれども、原子力推進委員会ではないかと思われるような結論を出しているところです。

この原子力規制委員会の審査というものがどういふものであり、何をもってこの延長を認めるに至ったのかということなのですが、そもそも東海第二原発、東日本大震災のときに被災した原発です。地震の後原子炉は停止しましたが、外部電源が喪失し、さらに津波で非常用ディーゼル発電機の3台中1台が停止。このため圧力容器の弁をたびたび開放しながら注水を行い、3日以上かけて冷温停止に至りました。その間、原子炉、格納容器内が百数十度に上昇するなど、まさに綱渡りだったと言われているところです。

古い原発は、機器の老朽化に加えて設計の古さも問題です。原子力規制委員会の審査で問題になった1つがケーブルの難燃化、ケーブルを燃えにくくする問題です。1975年にアメリカの原発で、点検に使用したろうそくの炎が電気ケーブルに燃え移って数時間にわたって燃え続け、一時は炉心冷却が困難になる大事故が起きました。この事故を契機に、日本では1980年に原発のケーブルに難燃材料を使うことが認められたけれども、古い東海第二原発はこの要件を満たしていないわけです。原発のケーブルなどの検査は実質的に事業者任せであり、安全よりも既存原発の再稼働を優先させています。

このように20年延長するということは危険きわまりないことであって、牛久市にとっても市民の命を守れるかどうかの非常に大きな問題と考えられるのでありますが、20年延長についての市の見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 20年延長についての御質問にお答えいたします。

平成23年3月11日の東日本大震災の影響により、東京電力の福島第一原子力発電所が爆発事故を起こし放射性物質が飛散したことで、牛久市も甚大な被害を受けました。

牛久市及び周辺市町村においては、放射能問題についての解決策も見えず、東京電力の賠償履行の見通しが立たないなど、全てが明確になっていないことから、これらの放射能問題について情報を共有し、相互協力して国等への要望活動を行うため、平成24年1月に稲敷地区6市町村放射能対策協議会を発足し、これまで活動を行ってまいりました。

本年11月7日付で原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長を認可したことによって、現在、原電と周辺自治体との協議が行われているところです。

これまで、東海第二原発の再稼働に対しまして、周辺市である水戸市では、首長が再稼働の是非についての

判断材料の1つにするため、原子力や医療分野の専門家、地域住民の代表者ら17名による水戸市原子力防災対策会議の開催、また、日立市では、市民の意思を酌み取るべく市民代表による組織を設置する考えを示すなどの動きが出てきております。

東海第二原発の再稼働認可までに4年余が経過しましたが、稲敷地区6市町村放射能対策協議会においては、これまで答弁してまいりましたとおり当該協議会の総意に基づきまして、東海第二原発周辺自治体が組織する各首長会議の意向を尊重する考えを継続する所存でございます。

なお、昨日の杉森議員の答弁にもお答えいたしましたとおり、東海第二原発の運転期間延長が認可されたことを受け、大井川知事が原子力規制庁を招いて、来年1月から県内6カ所で住民説明会を開催すると発表しましたが、知事の県民の意見を広く聞いた上で県原子力対策委員会の審議に反映させるという考えで始まったものですが、現在のところ30キロ圏内の14市町村の住民が対象となっています。協議会といましては、説明会を要請するという考えではございませんが、平成26年度の要請にあるとおり、茨城県が30キロ圏外となる地域において説明会を催す場合においては支援するなどの方向性を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 大変な状態だと思います。

そして、次に、その避難計画と実態についてお伺いしたいんですが、この規制委員会の審査の中で検討された事故想定というのがどうだったのかということなんですけれども、環境中に放出されるセシウム137が最大になるのは、事故発生から19時間後にベントする場合で、18兆ベクレルということになる。しかも、これは事故対策がうまくいった場合の数値で、水蒸気爆発など重大問題はまともに検討されていないようです。

一方、県が過去に実施したシミュレーションはどうだったのかということですが、予防的に避難が必要とされる5キロ圏内の住民、これは約8万人ですが、その90%が5キロ圏外に出るのに15時間かかる。100%で見ると22時間かかると発表しています。その5キロ圏内、こんなに時間がかかるのでは、住民が避難する途中で被曝してしまうおそれがあります。

また、その程度で済むかどうかということもありますね。東日本大震災のときは橋が壊れたりして国道などでも通行できなくなった。県の避難計画では、自家用車がない場合はバスなどで逃げることになっているけれども、放射能漏れがあれば、バス会社は運転手に被曝を強いるようなことはできないと言っているわけですね。これは当然のことだと思います。規制委員会は屋内避難、家の中で避難をしないといけないということも選択肢として強調しているようですが、地震が原因で原発事故になった場合などを考えると、余震が続く中で家にこもっているということは、そういうこと自体が全く無理な話であることは誰が考えてもわかることですね。いずれにしても、非現実的な避難ということになるとは思うんですが、牛久でのその避難

計画と実態についてお聞きします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 茨城県が策定した「茨城県広域避難計画」では、当市がひたちなか市の避難先として指定されており、本年3月に締結した「原子力災害におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定」に基づく計画において、約1万5,000人の避難者を牛久市で受け入れることとなっております。同協定では、当市みずからが被災するなど、正当な理由がある場合を除き、ひたちなか市民を受け入れることや受け入れ期間は基本的に1カ月以内とすること、また、当市が避難所の開設を行った後、できるだけ早期にひたちなか市へ避難所運営を移管することなどが取り決められております。

なお、東海第二発電所の重大な事故が発生した場合における牛久市民の避難行動としては、必要に応じて屋内退避を実施することを現在のところは想定しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） これまでの答弁にもありましたけれども、ひたちなかから1万5,000人、牛久市で受け入れると。そして牛久の市民は屋内避難で家の中にいなさいということで、これはどう考えても全く理にはかなっていないと思うんですが。

この東海第二原発自体が、もう30キロ圏内に約96万人が住んでいるということで、全国54の原発があるわけですが、それぞれ海のそばであっても住宅地はなかったり、また山の中にあったり、こんなに住宅密集地の中で都心にも近いというところは全国どこにもない。そうしたことからすれば、全く再稼働自体あってはならないことと考えるところです。

そこで、市長の考え方を伺いたしたいと思います。この首都圏唯一の原発ですね、東海第二原発。東京まで110キロメートルですか、その位置にいる。過酷事故が起きれば関東一帯にも取り返しのつかない被害をもたらす。

この東海第二原発は、皆さん御承知のところですが、沸騰水型の初の大型原発、それで全国一トラブルの多い危険な老朽原発ですね。昨今においては、大型台風とか大地震によって、予想を超えた被害というのが各地でいろいろ起きるような状況になっているわけで、さらなる不安の声が広がっているところです。

この再稼働をめぐる、県内44市町村のうち6割を超える30議会が廃炉や再稼働反対を求める意見書を可決しています。さらに、原子力新安全協定に基づいて、周辺6市町村長と県知事の同意がなければ再稼働はできないということになっています。そうした中で、周辺はもとより、県内の首長意思表示が大変大事な役割を持ってきていると考えて質問をするところです。高萩市長は再稼働あり得ない、そして大子町長は危険性のある東海第二原発はないほうが良いというふうに、再稼働に反対と態度を明確にするところはそのほかにも茨城町長、城里町長、八千代町長、行方市長ですね、北茨城市長。それに続き、完全な避難計画の策定はできないとする最近の那珂市長の海野 徹氏は、事前了解権を有する6市町の中ではっきりと反対

の意思表示を初めて行ったわけですね。近隣ではつくば市長、美浦村長、石岡市長が再稼働反対を表明しています。それから11月18日に選ばれたひたちなかの新市長は、極めて慎重な判断をするべきとの発言をしたと報道されています。現在把握しているところで12の自治体の首長が東海第二再稼働反対の意思を明確にしています。

そこで、稲敷地区6市町村放射能対策協議会の会長を務めておられる根本市長、牛久市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 東海第二原発は、新規制基準の適合審査及び運転期間の延長の審査を終え、県の原子力安全対策委員会の審査を続けていますが、現在はいわゆる周辺6市町村の協議が大きく注目されています。

東海第二原発に限らず、どこの原発であっても、稼働するに当たっては地元の同意を得ることが最も重要であるべきだと思います。そして、東海第二原発は30キロメートル圏内に96万人が生活するという、事故対策の観点から非常に困難な問題である原発でありますから、再稼働の決定につきましてはほかにも増して住民の意思を反映することが求められています。

来年1月には、県の主催で東海第二原発の安全対策についての住民説明会が開催されると伺っております。さまざまな場を通じ、全県民の幅広い声に耳を傾け、十分に民意を酌み取った判断が行われるべきだと考えております。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） ちょっと、いまいよくわからないんですが、牛久市長としては東海第二原発再稼働に反対なんでしょうか。わからないんでしょうか。何かちょっと明確でなかったので、その辺明確に答えをお願いします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 時として公人は、公人の場でどのような発言をすべきかということが私たちに大変重要でございます。そして、昨今、前の、前総理でございました小泉さんが公人になったとき、あのような発言をなされています。私も非常に理解できるものでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 何かちょっとよくわからないんですが、要するに反対という意味を表明はできないということでしょうか。もう一回確認します。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 先ほど申し上げました公人として、そして公人ではないかというときの発言はいろいろございます。先ほど言ったように、前の総理大臣、小泉さんですね、小泉さんが総理が終わって、そし

て今、公人でなくなったときのあのような言動は、私は大いに理解できるのかなと思っているところでございます。ちょっと……以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） ちょっと理解に苦しんでおります。小泉さんはいいですよ。牛久の市長として、現職の首長が、30キロ圏外でも意思表示を皆してきているわけですよ。つくばでも美浦でもね、石岡でも。皆圏外ですよ。そういう中で、根本市長は6市町村の、稲敷地区の会長もされているわけですよ。そういう立場で、ぜひとも反対だというしっかりした、はっきりした意思表示をしていただきたいわけですよ、牛久市民としては。そう思うんですが、それについても、まあこれ以上言えないということなのか、それはそれでそういうように判断しますけれども、どう考えても市長の、根本市長のお言葉はよく聞き取れないんです。小泉首相はいいですよ。根本市長の考えをお聞きしたいんですが、もう一回お伺いしてもよろしいでしょうか。だめでしょうか。だめならだめでいいですけれども。お願いします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ただいまの質問に関しては、非常に私も窮すでございまして、まあ、何ていいでしょうか……ですから、はっきり言って、牛久も今いろんな状況ございます。それで国のほうの相談もございます。イズミヤ、そしてシャトーもございます。そういういろんな国との折衝、牛久に利することも我々……まあ、何ていいですか、そういうことも、今、国会議員の方にもいろんな話をしています。それは、まあ、与党の議員さんであったり、野党の議員さんであったりしますが、私はいろんな、そこでそういういろんな人と関係を構築してございます。そういう立場に沿ったものでの発言するしか、するのが、私の一番、今にとってはベストなのかな、この牛久にとって、私個人じゃございません、牛久にとって。そして、さっきも言ったように、やっぱり公人とは時として、そういう言葉選ばなければならぬ苦しい立場もございませぬ。ただ、さっきも言ったように、私も公人でなければ、いろんな思いをストレートに話したい気持ちでございませぬので、御容赦願います。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 今の牛久シャトーも何も関係ないんですけどもね。公人でなければ反対だけでも、公人だからむにやむにやということで、何かはっきりしないというふうになんとか受けとめましたけれども、これ以上はやめますが、要するにはっきりしないということがわかりました。

次に、牛久駅西口のバリアフリー化と駐車場問題について伺います。

私は平成27年の第2回定例会において駅西口のバリアフリー化、多目的トイレ等の設置等についての質問をいたしました。当時の答弁は、現場の状況を全く知らないで答弁をしているのかと思えるほど、今は国のほうに帰られましたからいらっしゃいませんけれども、大変ひどいものでした。それは、駅周辺でトイレが必要になったときは、東口のトイレに行くかコンビニのトイレを使えというような答弁だったわけです。

傍聴していらした方が驚いてですね、早速コンビニのトイレに行ってみたけれども、とても車椅子で入れるようなつくりにはなっていない。障害を持った人が東口まで行けというのかと激しい怒りをぶつけられました。これは前市長の時代でしたから、わからないわけでもありませんけれども、私もずっと許せない思いでおりました。

しかし、その答弁をよくよく見てみますと、その答弁の最後には、現時点では具体的な計画はないが、駅周辺の改修であるとか、再整備計画が具体化していくような段階の中では取り込まれていくものと考えているとありました。その後、市長がかわって、ペDESTリアンデッキに屋根をかける質問には検討していくとの答弁もあり、前向きな姿勢が出ているのではと確認をしたいと考えます。

特に、多目的トイレですね。前は障害者用トイレと言っておりましたけれども、多機能トイレとも言いますが、その設置については障害を持った方のみではなくて、お子さん連れの方、また介護者にとっても切実に必要性があることを私も実体験をしてみりました。

また、バリアフリー化という点では、現在バスの発着所が島のように高い段差があり、多くの方から改善の要求をいただいています。利用者の視点で改修の計画はどのように具体化されているのか、基本的構想をどこまで検討されているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問にお答えをいたします。

牛久駅西口駅前広場につきましては、牛久駅西口市街地再開発事業として、再開発ビルエスカード牛久とともに昭和62年に建設されたものであり、建設当時から現在に至るまで広場の形状を変えることなく運用をしてみりました。

平成22年度におきまして、駅への接続としてエレベーターの設置をしてはおりますが、ロータリーにおきましてはバリアフリーに対応していない状況となっております。

市としましては、このような状況に対応するため、昨年より駅とエスカードビルを結ぶペDESTリアンデッキへの屋根の設置の検討にあわせ、ロータリー内のバリアフリー化を検討しております。現在のロータリーの形状を生かしてバリアフリー化することを前提に、条件の整理や実現性を検討しております。

具体的には、バス停や一般車乗降所を平面で移動できる横断歩道の設置、身体障害者や高齢者などの優先乗降スペースの設置、多目的トイレの設置を計画しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 新バリア法に基づく大事な点が、平面で移動できるということだと思っておりますけれども、ところで、駅の東口では2センチほどの段差がありますけれども、この新バリアフリー法に基づく段差解消において、この2センチというのが解除できないということを東口の質問のときに聞いていたわけなんです、現在に至ってもこの2センチ、相変わらず解除できないという状況なのか。車椅子の方とか、

やはり2センチでも障害になる場合がありますので、その点についてお伺いします。

もう一つ、駅のロータリーの改修ということだと、東口は大々的にリニューアルをしたわけなんですけど、西口においてはどこまでその改修をすることになるのかという点についてお伺いします。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 2点の御質問にお答えをいたします。

まず、歩車道の段差の解消についてでございます。

御質問にありました駅東口の改修、こちらにおきましては、道路のバリアフリーガイドラインに沿って整備を実施してまいりました。歩道の段差については、このガイドラインにおきましても車椅子使用者が困難なく通行でき、かつ視覚障害者が歩車道の境界部を白杖、白いつえですね、白杖や足により容易に認知できるよう、高さ2センチの段差を標準としております。また、牛久市の条例「移動等円滑化のための必要な市道の構造に関する条例」、こちらにおきましても、横断歩道部の段差については2センチという規定を採用してございます。東口の改修につきましては、このガイドライン、市条例に基づいて施工したものでございます。現在のところその解消の予定につきましては、予定はございません。

また、西口、今後計画しておりますロータリーの改修等計画がございまして、こちらにつきましてもこのガイドライン、市条例の基準、こういったものを参考として進めていきたいというふうに考えてございます。

東口との改修の比較ですか。ということで、ご質問の中にもありましたように、東口につきましてはロータリーと広場、これを一体的に全体的な改修、これをやっております。

西口ロータリーにつきましては、面積的には5,600平米ほどございます。そのほとんどが車道や歩道の交通施設でございます。さらに、エスカードビルと駅をつなぐペDESTリアンデッキがあることから、その使用形態には制限が多く、全体を改修したとしても車両や歩行者の動線を大幅に変えることは難しいというふうに考えてございます。現段階におきまして、最小限の工事で現在の課題を解消するため、検討を進めているところでございます。

先ほども御質問でお答えしましたが、改修の具体的なその施設としましては、ペDESTリアンデッキへの屋根の設置、ロータリーにおきましては高齢者や身体障害者の優先乗降スペースの設置、現検討の中では1カ所を考えております。また、多目的トイレですね、多目的トイレの設置、これも1カ所検討業務の中で予定をしております。

また、牛久駅西側の駅舎側の歩道からエスカードの歩道まで、平面的に移動できる横断歩道の設置を計画してございます。具体的には、駅舎側の歩道、中間にありますバス停、マウンドアップしたバス停がありますが、あそこを経由してエスカード側の歩道にタッチすると。この歩道部分については平面的に施工をして、段差なく、大きな段差がなく歩行ができるというようなことを考えております。歩道、この段差をなくすために車道部を、バスレーンの車道部、それと一般走行レーンの車道部ですね、それをかさ上げ、かさ上げと

いうんですか、歩道の歩車道ブロック境界の高さと同じような状況にせり上げて、歩行レーンについては段差なく歩行できる、移動できる。マウンドアップすることによりまして、車道のすりつけのほうは支障ないような形で設置を、すりつけをさせていただくということで考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） そうしますと、その西口においては東口のような全面改修ではなくて部分的に改修をしていくということなんですけれども、1つちょっと理解ができないのが、バス発着所のコンクリートの島がありますね、その島を撤去しないでかさ上げをして、その島の高さまで全体を上げるということになるのでしょうか。その辺のことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問にお答えをいたします。

今回、ロータリーにありますバス停、島ですね、それについては2カ所ほどございます。これはペデストリアンデッキの橋脚、足がそこにあります。それと停留所、バスの乗降所というふうなところで、その構造物があることによってですね、それははっきりすると思います。そのために、その島についてはいじらないで残すというのが基本的に考えております。残すことによって平面に横断するためには車道のほうせり上げると、盛り上げるというようなことを行います。ただし、全体的にと今お話がありましたけれども、全体的にはではなく歩道部、それと影響のある部分のすりつけ、そういったところでおさめたいというふうに考えております。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、駐車場問題に移りますけれども、エスカートの利用者にとって駐車場が使いづらい等々の意見があることは周知のとおりです。イズミヤの撤退のその後、徐々に歯が抜けるように近隣のビルからも事業者の撤退が続いているわけですが、駅周辺の活性化にとって、やっぱり駐車場問題が欠かせない課題であることは誰もが認め、これまでも多くの議論がされているところです。今年度の第1回定例会において、利根川議員より西口ロータリーの立体駐車場の提案がありました。そのときの市長答弁では、駅周辺にそういう公的な立体駐車場があることは、これからも大変必要になります。活性化に向けたもので何か必要か、早急な活性化に向けた検討をしたいという前向きな答弁でしたが、その後、どのような検討がされたのか伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問にお答えをいたします。

牛久駅周辺の駐車場につきましては、市営駐車場のほか多数の民間駐車場が設置されており、電車通勤のための利用を主として、多くの利用者が活用している状況と認識しております。

これまでも牛久駅周辺における駐車場対策についてお答えをしまいましたが、牛久駅西口の今後の活

性を図るには、エスカード牛久ビルの対策はもちろんのことではありますが、駅周辺の利便性の向上が必要であり、駐車場の検討も大きなテーマと考えております。

現時点におきましては、駐車場対策について具体的な計画には至っておりませんが、駅周辺の活性化に向け、エスカード牛久ビルを含む牛久駅西口の施設や店舗の利用を想定し、設置位置や規模、形状につきまして検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） すぐそばに駐車場があるということは一番の利便性につながっていくのではないかなと思うんですが、もう一つ、その駐車場問題で、私は現況の駐車場をどういうふうに考えるかということで質問をしたいと思います。さきの県議選で、期日前投票所としてエスカードが使用されました。投票すれば1時間無料の駐車券を発行すると。これは市民にとっては大変魅力だったのではないかと思います。買い物しなくても投票すれば無料の駐車券が発行できるということでした。

そこでですね、現在の地下駐車場がどのように使われているかということなんですが、1時間で300円、1時間から30分を超えるごとにプラス150円というのが基本なんですけれども、買い物をした場合には、1,000円まで買い物すれば1時間無料、それから2,000円で2時間、5,000円で3時間、それ以上はないということですね。1日使用した場合には1,500円という使われ方をしているわけです。なお、ゴールドジムにおいては2時間無料ということになっているようです。

それと、地下駐車場じゃなくて西側にたいやらの駐車場、元イズミヤの駐車場があるわけなんですけれども、そこについては1時間300円、2時間から600円という形で使われているわけですが、市民にとっては買い物をしなければ、3時間使いたいときには5,000円以上の買い物をしなくてはいけないという感じになっているわけですね。近隣のところでとめて使うという方法を選択をしている場合もありますけれども。

そこで、現在の地下駐車場を近隣の駐車場と同様に、例えば1時間100円、2時間200円というふうにするかどうかということなんですけれども、買い物をしなければ使えない駐車場ではなくて、駐車場にとめたついでに買い物をするという方向転換をしたほうが、逆の発想で活性化につながるのではないかなというふうに考えるところもあるんですが、当面そのような使い方できるように関係機関に働きかけるというようなことはできないのかどうか、その点について伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） お答えをいたします。

地下駐車場の件でございます。今現在、エスカードビルの地下駐車場につきましては、そのビルの利用をすれば駐車料金の割引サービスとかそういったものがあると、ある意味、利用者を優先してのサービスだというふうに思っております。また、先ほどの駐車料金の引き下げということに関しては、逆にビルの利用者が使用しづらいというような反面もあろうかと思っております。

それで、先ほどの都市開発への働きかけというようなことでございますが、今議員から御提案のあった御意見につきましては、都市開発のほうに御意見のほう伝えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 駐車場については、現況の駐車場をいかに有効に使うようにできるかどうかということが1つあると思いますし、先ほど言った立体駐車場ですね、バスの発着所の上にその立体駐車場をつくるという、ある意味突拍子もないということもありますけれども、でも、それが結局あそこに集まりやすい環境をつくっていくということになるかと思うんですが、今、牛久は立地適正化計画とかコンパクトシティの補助金も使えるような関係になってきていると思うんですけれども、もし、この形、それから西口の改修、バリアフリー化においてもどのような補助金が見えるのか、補助率等について伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問にお答えをいたします。

先ほどお答えしました駅周辺のバリアフリー化や駐車場対策など、特にハード面の整備事業におきましては多くの事業費が見込まれることから、その財源の確保が大きな課題となっております。御質問にございましたコンパクトシティにつきましては、国におきましても交付金の拡充などの対策が講じられているところでございます。

牛久市におきましても、将来に向け持続可能な都市を目指し、今年度、立地適正化計画を策定したところであり、早速、国の交付金を活用できるよう牛久駅西口地区における駅周辺の利便性向上、活性化に向けた事業を位置づけた整備計画の策定を進めているところでございます。

交付金におきましては、社会資本整備総合交付金の活用を予定しており、基本的な補助率が40%となっておりますが、立地適正化計画関連事業の施策に対しましては原則45%の補助率とされております。

牛久駅西口地区におきましては、道路整備事業のほか、先ほどお答えいたしました駅前広場のバリアフリー化やペDESTリアンデッキの屋根設置などを対象事業として来年度より交付金を活用できるよう進めてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 補助率が45%ということで、今、まあ大体40%だと思うんですけれども、高い補助率のもとにこの事業ができるということだと思いますが、また、来年度より交付金を活用できるように進めていくということでしたけれども、では、その来年度予算において、具体的にどこまで進展できる見通しなのかどうかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 質問にお答えをいたします。

来年度予算にどこまで進展できる見込みかという御質問でございます。

当市におきましても新年度予算の編成をしているところでございます。担当部局としましては、ペDESTリアンデッキの屋根設置工事に入るための設計を来年行いたいというふうに考えております。先ほども申し上げましたが、平成31年度の予算につきましては、今、調整、編成中でございますので、そういった状況でございます。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） では次に、障害者雇用についてです。

これは須藤議員のほうからも質問がございましたので、ダブるところを抜いた形で質問をさせていただきたいと思いますが、この障害者雇用率制度ですね、障害者雇用促進法に基づいて厳格な実施が必要なものであるわけなのですが、その政府自身が障害者雇用促進の柱として2017年の厚労省の白書に明記していたわけです。民間事業者に雇用率を達成するよう求めている。ところが、多くの中央省庁が、雇用する障害者の人数を長年にわたって実際よりも水増しした数字で公表していた問題が深刻な広がりを見せているわけです。都道府県などでも同様のケースが次々と明らかになって、事態の根深さを浮き彫りにしているわけなのですが、厚労省は中央省庁のその不正について調査結果を発表し、地方自治体などにおいても全国調査を行うとしているわけですが、現時点において国、県、県内市町村等における状況の把握というのは牛久市としてどのようにできているのかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 今、鈴木議員からお話のありました障害者の任免状況等の再点検、こちらはことし行われまして、厚生労働省、それから茨城労働局によりまして、今現在公表されております昨年6月1日現在で雇用しています障害者数は、国の機関合計で7,593人から3,711人で3,882名の減となっております。それと、茨城県、こちらの機関全体では512.5人から413.5人へ99人の減というふうに公表をされております。県内他市町村の状況でございますが、人数がふえた自治体につきましては2団体、それと、減となった自治体が3団体となっております、牛久市においては増減はございません。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） この中央省庁での水増しというのは、障害者雇用一定比率で義務づけた仕組みで、それが始まった1976年から行われていたという指摘もあって、40年以上の長期間ですね、しかもこれほど大規模に不正が行われてきたということは、それだけ多くの障害者の雇用機会が奪われたことを意味しているわけです。これらのこの偽った数字、これは障害者権利条約に基づいて日本が16年に国連の委員会に提出した政府の報告の資料にも書き込まれている。ですから、日本国内の問題にとどまらずに、日本の障害者行政に対する国際的な信用を大きく失墜させかねない状況でもあるわけです。

安倍政権は一億総活躍社会というものを掲げて、障害者らが希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要というふうに言っているわけですね。そうした中で、その障害者雇用の促進などを打ち出しているわけです。しかし、今回の水増し問題には障害者の雇用の場を拡大し、保証する立場が政府に根本的にないというふうなことを示しているのではないかと思うんですね。

牛久市の状況なんです、プラス・マイナス・ゼロということなんです、では、現在何人なのかどうかということについて伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 今現在の牛久市の状況でございますが、4人の方が障害者として雇用をさせていただいております、職員数では。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 数字的に言うと、この8人ではないかと思うんですが、4人で大丈夫というそういう根拠があると思うんですが、その根拠について伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 障害者の人数、カウントの仕方ですが、こちらは障害の程度によりましてそれぞれポイントがございますので、障害の程度によって係数が違いますので、合計も違ってまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） それで、採用するまでの現況と、それから採用に至る関係については須藤議員のほうから質問がありましたけれども、私のほうからはですね、採用後の合理的配慮について伺いたいと思います。つまり、採用後に障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保、または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置ということについてはどのように考えるのかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 採用後の合理的配慮につきましては、障害と申しまして種類によりまして見た目だけではどのような支障があり、どのような配慮が必要であるかわからない場合がございます。また、障害の部位、等級が同じであっても、障害者の一人一人の状態や職場環境によりまして求められる配慮は異なります。多様で個別性が高いものであることに留意する必要があると考えております。具体的にどのような措置をとるかということにつきましては、当該職員と十分な話し合いを持った上で決めていきたいというふうに考えております。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） きょうのこの東京新聞の中でですね、茨城版の中で、障害者雇用を進める企業

が牛久市に支店をオープンしたとありました。県内では2カ所目で、障害者を正社員として雇い、自動車部品の加工や菓子箱の組み立てなどの作業に当たってもらう。来年4月からは就職に必要な知識や技能を身につけてもらうための就職支援や生活介護も始めて、障害者雇用の拠点づくりを目指すということで報道がありまして、民間においても障害者を正社員で雇用する動きが出てきているということは歓迎すべきことではないかと思います。

職場内、市役所内での意識啓発についてなんですが、障害者が職場に適応して持っている能力、有する能力を十分に発揮できるよう、一緒に働いて上司や同僚に障害の特性と配慮事項を理解してもらえよう職場内での意識啓発が必要であるというふうにあるわけなんですが、どのような対応をしていくのかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 職場内では障害を持つ職員が職場に適応し、有する能力を十分に発揮できるように、上司や同僚が障害の特性や配慮事項を理解することが大変重要なことだと考えております。

障害の特性や配慮事項の説明に当たりましては、当該職員の意向を踏まえた上で、説明内容や説明する対象者の範囲などについても十分な打ち合わせを行った上で実施してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 私が保育の現場での体験からなんですが、Aというクラスにはダウン症のお子さんがありました。保育士の姿勢もあってか、そのクラスはみんな優しくその子に接して一緒に遊んでいました。しかし、Bというクラスには障害を持った子はおりませんでした。Aのダウン症の子がBのクラスに入っていたときに、何か違う友達が入ってきたという雰囲気が立ち込めたわけですね。クラスに障害を持った子がいるだけで自然に優しさが育って、一緒に遊ぶ気持ちが育っているということがわかりました。子供の世界での体験ですけれども、大人の世界でも同様のことが考えられるのではと思う次第です。

昨日の市長の答弁の中でも、お互いに理解し合うことが大切というお話もありました。せっかく、昨日の答弁の中でも2名の雇用が決定したということですが、離職に至らないよう職場の配慮、そしてまさにトップの姿勢が職場の雰囲気をつくっていくということは、これまで皆さんが大変痛感をしているところではないでしょうか。社会全体の規範となる位置にある市役所等の公的機関で障害者雇用をしていく意味は大変大きいと感じているところです。持ち得る能力、最大限に生かして、市民要望に応える市役所づくりに頑張っていたきたいということを申し添えまして、私の一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で15番鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時35分といたします。

午後3時21分休憩

午後3時36分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番利根川英雄君。

〔16番利根川英雄君登壇〕

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。通告順に従って質問をします。

市政、行政運営は投資的経費または投資的効果、行政的効果などを考えて事業は進展させるべきだと考えております。

まずは、地域公共交通の補助金についてであります。

前回も同様の質問をしましたが、その後、総務省や国土交通省で国会議員とともに話し合いを行い、アドバンスなどを受けてまいりました。前回も指摘しましたが、コミュニティバスへの地方交付税措置、国の補助は、牛久市の運営費用の赤字分の5分の4、8割、県を通じて市に対して措置できることになっております。前回の答弁では、その金額は県から明確に提示されていないということでしたが、コミュニティバス運行の算定項目によって補助額が決まるとのことですが、市はその算定額を幾らと試算しているのか。

また、利便性向上のための1つの方策として、スイカやパスモなどのICカードを利用できる機器の導入についてもお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

地域公共交通に関する地方交付税措置は、「地方バス路線運行維持対策に要した経費」として毎年特別交付税のルール分として算入されております。その算定方式は、実際の年間運行経費と国が定めた標準的な年間運行経費のいずれか少ない額に0.8を乗じた額を算入すると省令で規定されております。

本年度の特別交付税の申請額は、コミュニティバスの運行管理に要する予算額5,000万円のうち、対象運行経費約3,500万円に対しまして8割に当たる約2,800万円が特別交付税として理論上交付されていることになっております。

先ほど議員のほうからもありましたけれども、特別交付税に関しまして、市町村課に問い合わせしましても、その費目ごとの交付額というのは明示されておられません。

また、ICカード等につきましては、コミュニティバスの交通系ICカード対応及びデマンド交通の導入についても「地方バス路線運行維持対策に要した経費」として特別交付税の対象となっております。現時点における試算では、コミュニティバスのICカード対応の経費につきましては、バス1台当たりおよそ200万円のために、現在の5台全てに導入するとなると1,000万円と試算しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 今の答弁ですと、市の算定額は2,800万円。私たちが実際に県のほうにただしたところですね、実際にはその金額まで達していないというのが事実であります。公表されれば市の負担はどのくらいになるかというのが理解できるのではないかと思うんですが、財政担当を含め、県に対して強くこの公開を要求すべきと考えますが、その点についてどうなのか。

また、この点について総務省によると、公表するなどは県に指導していないとはっきりと明示しております。この点についてはどうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 先ほどと同じ答弁になってしまいますが、何度か県の市町村課のほうには聞いております。ただ、そのたびに、省令どおりの額で交付してあるということだけしか回答はいただいております。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 同じコミュニティバスを運行している龍ヶ崎、取手の金額も聞きましたが、牛久の半分ぐらいしか出ていないようでありますが、結構、県南地域では牛久は県に言わせれば出ているほう、頑張っているほうだというふうに言われておりますが、しかし、算定基準が、黒字になっているところは出るけれども赤字になっているところはそうでないというような、ちょっとおかしな方向になっているというふうに思うんですが、やはりこれらの点は明確にして、特に赤字が大きいところに対して国の負担金、県の負担金を出すべきだというふうに思いますが、この点については県のほうが公表しないということ、これをここで議論しても始まらないので、これが、例えば公開されてですね、そしてまた市が試算する8割を交付されているということになった場合に、今の現状の運行よりその状況がプラスになるのかどうか。バスを新たに購入するとか、バス停をふやすとか、本数をふやすとかですね、そういった方向になるのかどうか、ちょっとここを確認したいと思います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 特別交付税自体が、額が不明瞭だということはもう何度も申し上げておりますが、万が一、もしですね、補助金のような形で費目ごとに、その事業に対して明確に額が来るということなんですが、来た場合ということですが、個々の事業採択に当たりましては事業の重要度、緊急性を明確にして、あわせて市民要望、財源の確保、事業の熟度等を総合的に判断して事業採択を行っていきたいと思っております。ですから、額が出たからといってやるべきというふうには考えておりません。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） ICカード機器の設置については、新しいバスを購入するときはこれが補助対

象になっているけれども、既存のバス、現在あるバスには補助していないというのが総務省の説明でした。しかし、現在電車に乗る人たち、またバスに乗る人たちは、ほとんどこのどちらかのＩＣカードを使って乗っております。また、学生もですね、多くの子供はそれらのＩＣカードを使って乗車していると。こういう点からいって、利便性の向上をするために債務負担行為などで措置をし、何年か計画で導入すべきと考えますが、その点についてどう考えますか。

また、今現在はやってきたＱＲコード決済ですね、初期費用はほとんどこれはかからないと、今後の検討に値する問題だと思いますが、これらを含め、とりあえずＩＣカード機器の導入についてこのような考え方、債務負担行為など、年度計画でやるべきではないかと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ＩＣカードの導入につきましても交付税の対象となりますので、今キャッシュレスのことが進んでいる現状でもございますので、利用者の方のニーズ等を調査をして、それで検討しなければいけないとは思っております。

また、債務負担に関しましては、１台当たり２００万ということなので、順次ですね、債務負担というよりも台数を決めて、もしやるのであれば、そういった形をとったほうがいいのかなどというふうには考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○１６番（利根川英雄君） ぜひ、このＩＣカード機器を導入してもらおうということで前向きに検討してもらいたいと。

それと、コミュニティバス以外の市のバスの有効利用についてですね、例えば、スクールバスや福祉バスなど、あいている時間帯に利用できるのではないかとということでもあります。これらは各種補助金を受けていてもコミュニティバスに利用できるということは総務省の担当者も言うておりました。検討課題としてもこれから大きな問題になっております。また、何度か取り上げられております「おくのキャンパス」へのスクールバス購入なども視野に入れて、このコミュニティバス及びスクールバスほかのバス等の運行利用を検討すべきじゃないかと思うんですが、その点についてお尋ねをします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） スクールバスにつきましては、こちらに関しては普通交付税のほうで措置されております。現在使っておりますスクールバスにつきましても、あいている時間については福祉バスとして利用させていただいております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○１６番（利根川英雄君） ほかの補助金をもらっていてもコミュニティバスに使えるということだけは十分承知をしてもらいたいと思います。

それと、市の東部地区への公共交通の問題についてですが、総務省の中での話し合いで、過疎地対策の補助を使えるかもしれないと。ですから、調査研究をしてみたらどうだというアドバイスを受けてきました。この調査研究等を含めて、市の考え方をお尋ねをいたします。

また、コミュニティバスの要件は、自立した日常生活及び社会生活の確保、買い物、病院、通勤・通学、公共施設へ行く場合など、生活維持に関するものであること。デマンド交通、デマンドバスやデマンドタクシーなどは、輸送料の条件なしでこの国の補助金に適用されます。総運賃額、総キロ数が算出できない、このデマンド交通ですね、できないので、輸送料の条件なしで適用されるということ、この2つについての確認をしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 過疎地におけます公共交通支援に対しましては、今の地方交付税措置につきましては現行での制度はございません。ただ、今後、過疎地の公共交通支援等につながる国や県支出金等について実施団体等の調査を行いまして、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、デマンド交通につきましては、前回の9月議会のほうでも答弁さし上げさせていただきましたが、今、平成29年6月1日現在の住民基本台帳人口における65歳以上の方を対象として試算しております。牛久市の平成29年6月1日現在の65歳以上の人口は2万1,134人で、これに対しまして近隣市のデマンド交通の利用率、これ53.8%を当てはめまして、利用者の負担金を加味しまして年間事業費を2,252万と試算しております。こちらに関しましても交付税対象にはなりませんので、今後考えていかなければならないとは思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 先ほどコミュニティバスの試算については、私どものほうの調査の内容で、直接私どもが聞いたのでであると、県議員を通して聞いたわけですが、これがそのデマンド輸送が入った試算なのかというのがちょっとよくわからなかったもので、これは私どものほうとして再度確認はしていきたいと。

いずれにしましても、算定基準や交付税措置では十分とは言えないというのが現状であります。国の負補交、負担金、補助金、交付金になるように、それらの要求をしていかなければならないと思います。これについては、これからも私たちはこの一般質問を通じ、そしてまた国、県とも交渉しながら進めていきたいと考えております。

続きまして、武道館建設についてであります。

同僚議員からも同様の質問がありましたが、まずは総工費は幾らなのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

武道館建設に関しましては、国からの「学校施設環境改善交付金5,860万円」、県からの「国体開催

時だけに利用できる補助金『国民体育大会市町村競技施設整備補助金1億円』及び「いばらき木づかい環境整備事業補助金1,000万円」、さらには茨城県市長会国体関連事業費助成金500万円を得て進めているところであります。平成29年、30年度総額、合わせて1億7,360万円が収入済みまたは決定をしている額となります。

総工費についてでございますが、契約済みまたは支払い済みのものが、実施設計経費や本体工事費など約7億2,400万円となっております。また、今後必要物品購入などの発注で約1,700万円を予定しておりますので、現時点での総額は約7億4,100万円となります。総工費から補助金交付金などの歳入を、これは差し引きますと約5億6,740万円となります。

しかしながら、国体開催時におきまして、当初の計画で武道館を建設せずに、同規模施設や関連施設を仮設で設置いたしますと約5,000万円から6,000万円の設置費用がかかることから、実質約5億円が武道館建設費用となることとなります。

今後工事の変更や備品の購入などで増減が発生することも考えられますけれども、内容を確認、精査をいたしまして、無駄なく事業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 今建設中の武道館、補完施設ということですが、これは私の勉強不足、認識不足だとは思いますが、国体に向けての使用ということで、武道館で試合が行われるというふうに思っていました。ところが、補完施設で試合には利用できないということ、それを私が知ったのはことしの9月。退職した幹部も知らなかったと聞いております。何のために国体に間に合うように建設するのか。幹部職員も知らない中で到底理解できるものではありません。当初計画は仮設、今の答弁にもありましたように仮設でありました。これがどのように変わっていったのか、具体的な説明をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えをいたします。

仮設での実施から常設となった経緯というか、そういう御質問でありますけれども、平成28年7月に全日本空手道連盟から施設拡充についての要望書がございました。現地のほう確認をしたりしていただいて、結果的にその要望書の中では、仮設ではなく常設施設での要望があったというところであります。例えば、仮設でやりますと悪天候での危険性、あるいは緊急車両の動線が確保できない等の理由から、仮設ではなくて常設の施設でぜひ国体のほうの運営をしてもらいたいという文書をいただいたところがその常設の施設というものの経緯であります。選手の控室またはウォーミングアップ会場については、常設の施設で対応することを指摘をしますという内容でございました。

議員さんおっしゃるように、補完施設というところでこれまで説明をさせていただいてきたところでありますけれども、事務局のほうといたしましても、その補完施設という表現が国体のどの部分の施設を補うの

か、担うのか、そういった部分が具体性がなかったかなというところもこちらの反省点としては持っているところであります。

国体後の使い方についても、武道館のほうはさまざまな施設で市民の皆様に活用していくという予定でありますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 補完施設の問題ですが、全国的には補完施設、仮設のところもあるというふう聞いておりますが、この点についてのものはどうなのか。

そしてまた、公式試合では4面ないと、4面必要であるというふうに事前にわかっていたというふうに思うんですが、それらの説明、そしてまた4面にできなかった理由ですね、その点について確認をしたいと思えます。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

国体の先催県での、前に、これまで行われてきた自治体の国体の施設等を視察をして確認をしてきました。施設のほうでは、きちんと体育館の施設で十分に補える大会の開催と、また不足のところを仮設で実施をしている大会等もございました。そういったものを含めまして、牛久の場合には、今のメイン会場となる体育館、それとあわせて今建設の武道館と、あとその不足する部分、そういったものは仮設での対応で実施をしていきたい、このように考えております。

4面というところは、最初、その設計、計画の段階で4面もちろん検討いたしましたわけでございますけれども、さまざまな武道の団体の施設利用者意見等調査調整会議、そういった会議におきまして武道関係の団体等の方々の意見を伺う中で、こちら経費の面ももちろんございます。あと敷地面積の関係もございませう。そういったものを踏まえて現在の3面、あとは会議室圏の部分もありますけれども、3面での武道館の施設というところになったところであります。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 公式試合で4面でなければならないというのは、当初計画からじゃあわかっていたということで、それを3面でやるということ、これはちょっと議会のほうに説明がなかったと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

平成29年5月、ちょうど1年半ぐらい前になりますけれども、全員協議会におきまして市議会議員の議員の皆様にも武道館の計画として、3面というところの図面を見せながら説明をさせていただいたところであります。

当初からということでありませけれども、その国体の部分は選手のウォーミングアップあるいは選手の控室、茨城県選手団以外の46都道府県の選手団の控室として当初から計画をしておりましたので、3面というところは、その国体以後のさまざまな市民あるいは近隣の武道を行う方々が今後使っていく中で3面が妥当であろうという結果になりました。国体で3面というところではなくて、その後の利用をするときに3面が一番妥当ではないかという結論になったところでもあります。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 3面と4面の費用の違いはどのぐらいなのか。結構、県内の地域を調べてみますと、結構2面というのも多いんですよね。それを3面にした理由ですね。費用の問題等含めて、どの程度検討されたのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

1面の額の違い、経費の違いということでございますけれども、今1面、もとの経費の算定というのは行っておりませんので、今数字というのはお答えできませんけれども、3面というところで1つ、大会の観客席、その、全日本空手道連盟のほうからの確保すべき観客席というのも最低でも1,000、あるいは一千四百、五百ぐらいの数字、最低でも1,000という数字をいただいている現状もございます。そういったものを踏まえますと、現在のその建設中の武道館ではなくて、メインアリーナのほうでの4面を確保して、それで仮設の客席を設けての大会運営、これを現在、もちろん大会を選択しているところでもあります。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 当初から4面なければ公式試合ができないということは当然理解していたんじゃないかと思うんですが、なぜ3面になったのかというのがよくわかんないんですよね。2面でもよかったんじゃないかとは思いますが、費用の問題、それは計算していないからわからないということですけども、私自身はですね、こういう社会教育の一環としての武道館建設等については、国体で利用できる、できないは別にして、反対するものではないんですが、実はもう20年ほど前ですか、三中の前にある弓道場ですね、あれをつくったときに、実際には公式の試合ができないものを設計して予算が上がってきたんですが、そのときの質問で公式試合できないのかと言ったら、できないということなので、多少予算が上回っても公式試合できるようにするべきだという、そのような主張をしまして、実際のところ予算を余計につけて公式試合できるようにしたというような経緯もあります。最初、初めからですね、そのようなことが私どものほうに十分説明があれば、私たちとしてもどのようにしたらいいのか、最初は仮設ということであったものでね、それが恒久的なものにする、いろんな利用方法があるということ、いい話をいっぱい聞いたので、それならばと思っていたんですが、まさかこういう形で国体で公式試合ができないというものは、ちょっと私どもの

ほうとしては理解に苦しむ点があります。

これまで私自身は、スポーツの問題について、例えばオリンピック種目になった若者に人気あるボルダリングやスケートボードの施設、この設置なんかについては非常に消極的、投資的経費の面から見てもどうも考えられないような問題であります。ボルダリングやスケートボードにしても、7億もかかるようなお金がかかるものではない。その点を指摘はしておきたいと思います。

続きまして、エスカドビルの活性化についてであります。

イズミヤとの敷金問題の解決が最優先だとは思いますが、活性化については早急に解決すべき問題と考えます。今、先ほども同僚議員のほうからありました。駅西のビルはほとんど空きビルとなっております。エスカドを含めてですね。これを担当としてはどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） エスカド牛久ビルはですね、牛久駅前における中心拠点として重要な施設と捉えており、現在におきましても店舗やオフィスの誘致とあわせて、公共的利活用の検討に向けた準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） この検討しているという話をずっとこれまでいろいろ聞いているんですが、検討した結果がどンドンビルの中の、空きビルがふえていくという状況。今の牛久の駅に立ってみていろいろ周り見回してですね、この牛久駅に来ようと思う人は通勤・通学以外の人はほとんどいないですよ。こういう状態をもう何年も放置している。前市長時代からいろいろやってきましたが、全く人がふえていない、集客能力は全くないというふうには思っております。

このエスカドビルの活性化では、私たち産業建設常任委員会の視察で宮城県の石巻市、山形県の鶴岡市に行ってきました。鶴岡市は牛久と同じころ再開発ビルが完成しましたが、大手スーパージャスコも撤退、そのような中でビルの権利を5回に分けて鶴岡市が取得をしました。現在、市の所有はビルの93%、そして第三セクターの再開発ビル株式会社、牛久でいえば都市開発株式会社ですね。これは清算をして結了、解散ですね。市による公共利用を促進して、ある程度活性化がしているというふうに感じました。

この点について、これからイズミヤとの交渉等があるんですが、実際にこれらの先進事例というものは市のほうで調査をし、検討しているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 先進事例ということではありますが、同じような状況に陥っております小山市とか、それから足利とかですね、そういったところを現地のほうも見させていただいたりしております。ただ、今お話に出ました鶴岡市などは、直接なかなか行ける状況ではなく、インターネットや直接ちょっと担当のほうにお伺いしたりして、そういった状況を把握には努めております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 牛久駅周辺の活性化の1つの課題は、いかに若者やヤングアダルト、13歳ごろから19歳ごろまで、または児童図書と一般図書の間当たる人たち、これらの人たちが集える居場所も必要ではないかと思えます。

武蔵境駅前にある図書館、武蔵野プレイスを先日視察をしてきました。6年間でなんと1,000万人を超える入館者、1日平均5,000人です、約5,000人ですね。人口や財政など違いはありますが、見習うところは多々あるというふうに思えます。

活性化策をコンサルタント任せだけにしているとは成功するとは到底思えません。特に図書館は学習室が必要不可欠だと思います。実際、中央図書館建設時、私たちは議会の中で学習室が必要不可欠だと主張を何度もしてきましたが、図書館法等からいくと、その学習室というのは必要ないというような答弁で終始し、現在のような状況になっております。当然、図書館においては高校生、中学生、大学生含めてですね、学習室が必要だという。もう20年以上前からそういう指摘をしてきたわけですが、今回も、もし図書館を設置するとなれば、当然学習室も必要になるというふうに思えます。

牛久駅の乗降客が年々減少しているのは、当然市のほうも把握しているところだと思います。魅力ある、誰でも集えるビル、そして牛久駅にするためには、多くの市民、商工関係者、若者も特に参加をさせて検討をすべきであります。

さらに、必要なのはビルに直結した駐車場。先ほども同僚議員のほうからこの駐車場の問題ありました。私どもが視察に行った石巻市、鶴岡市、これは両方ともビルの横に駐車施設を持っております。鶴岡市は駅前に市営の駐車場を700台、716台ですかね。石巻も600台を超える駐車場を持っております。この辺はやはり一番違うところですね。当然、この駐車場、立体駐車場をつくるということになればお金はかかります。しかし、それを複合施設ということで検討すれば、それなりにいろいろなところから補助金が出てくると思えます。これはさきの3月議会でも質問したところであります。中心市街地活性化法、社会資本整備複合交付金、コンパクトシティでは集約都市形成支援事業で補助金が得られると思えます。

これらの問題を含めて活性化に何が必要なのか、これまで何度も質問をしてきていますが、私は牛久駅の活性化、エスカードビル活性化には、それに隣接した駐車場が不可欠だというふうに思っております。その点についてどのように考えるのかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 駐車場問題につきましては、もちろん西口の活性化を図るために、エスカード牛久への対策はもちろんのことですが、重要なテーマであると考えております。

先ほど鈴木議員のほうにも御答弁させていただいておりますが、現在、現時点では駐車場対策について具体的な計画には至っておりませんが、駅周辺の活性化に向け、エスカード牛久ビルを含む牛久駅西口の施設

や店舗、そちらの利用等を想定し、設置位置や規模、形状につきまして検討をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 検討している間にどんどん空きビルがふえていっているんですね。この空きビルがふえるという理由は、市のほうでは把握しているのかどうか。

そしてまた、牛久駅周辺、エスカードビル活性化のために駐車場は不可欠であるかどうかと、この2点確認をしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 西口周辺のビル、こちらが空きビルになってきている、そういった状況は市としても把握しております。

また駐車場、先ほど駐車場、大きな、大事な問題だということをお答えいたしました。必ず必要かということになりますと、駐車場だけが問題というわけではないとは考えております。例えば、つくば市、それから土浦市、こういったところは隣接に大きな立体駐車場が整備されておりました。そういった中でも各テナント、キーテナントとなっておりました店舗が撤退するというような状況もありますので。ただし、駐車場、もちろん大きな問題だとは考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） いや、つくばと土浦の話ではないですね。確かに土浦のほうは立体駐車場で……じゃなくて裏の、ビルの裏のほうにあって、どうもあそこに入るの苦手だという人が結構いるようですが、また、その駅の前に図書館も新しいのができましたけれども、これも1時間か2時間まで無料ですか、こういったものではなかなかね、十分利用できるというふうには思いません。

あそこに立ってみて、飲み屋さんね、あそこラーメン屋さんがありましたか。こういうところが撤退するというのはどういうことかと。人が来ないんですね。全く牛久駅には魅力がないわけです。年々乗降客が減っていく、高齢化していく、1回家に帰ればもう駅には来ないです。来たって何もないんですから。そんなところには来ないですよ。どうするか。やはり若者が集えるような周辺にしていくということ。例えば、何階建てかの立体駐車場にしたら駐車場だけではなくて複合施設、これも前から言っているように、例えば、一番上に植栽をして公園をつくっていくとか、三世代集えるものにするとか、あとはその中に飲食店が入れるようなところにする。この駐車場についても複合施設として、これらのコンパクトシティ関係の補助金も十分使えるのではないかというふうに、私のほうで調べたところではそのように考えます。

今、答弁を聞いていると、駐車場は必要だということは言えますけれども、それを前提に活性化していこうと、どちらにしてもその駐車場がないから来ないという方もおられるわけであって、ですから、市の公共施設含めてその駐車場の問題というのはあわせて考えていかなければいけないと。それをコンサルタントに

任せていくと、国の補助金等使いながらどんなものができてくるかわかりませんが、やはり市民の声、先ほど言いました商工会や若者、そしてお父さん、お母さん、お年寄りの話を十分聞いてですね、牛久駅の活性化、エスカードビルを活性化するにはどうしたらいいのか。それには、1つには、公共施設の利用ですね。また、コミュニティバスを牛久駅に集中する問題と、いろいろ課題はあります。そういったことが一つも聞けないんですよね。牛久駅、エスカードビルの活性化の中で。検討している、検討している。駐車場も必要だと思う。ただ具体的なものは、もう1年も2年も前から聞いても同じことばかりです。ですから、その辺のところもうちょっとちゃんとした形、先ほども言いました、一番最初に言いました。投資的経費、投資的効果、行政的効果というものをどのように捉えて事業を進めていくのか、そういうことを考えないでやっていくということ。先ほど少し触れました武道館の話についても、その投資的経費、投資的効果や行政的効果等の問題について私は疑問を持たざるを得ないわけですが、こういった形で物事を進めるのではなくて、今、牛久で与えられているのは、1つはもうエスカードビル、牛久駅周辺を活性化するという。これが私は牛久シャトーの問題にもある程度つながってくると思います。なるべく早く、もう少し明確な考え方というものを示してもらいたいというふうに思うんですが、この点について再度お尋ねします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） エスカードビルなんですけれども、いろんな諮問委員会などございましていろんな話を聞いてまいりました。そして、まず、来年の3月には何らかの形をつけて、しっかりとした形をつくらなければ次の展開はないと思っています。

それにおいて、私はその中にこれから誘致する施設、いろんな事業形態ございましょう。そういうものできて、それから今度、その駐車場、私、今の駐車場ではなかなか活性化はないと私は思っております。ですから私は、早くエスカードを私たちの思うような状態につくることによって、そして今、都市開発で所有しています平面の踏切のところですね、あそこの駐車場、もうこれはあそこ平面ではもったいないと私は考えております。立体的にして、そしてさっきも言ったように、ならば、一番屋上に市民が集える公園があってもいいんじゃないかと。まさしく電車が見える、そして牛久が一望できるような、そういうまちの中に公園があってもいいんじゃないかという話も私は聞いております。ですから、いろんな総合的に見まして、有効活用、私たちはしているつもりでございます。

とにかく3月には、そしてその辺には、我々いろんなシミュレーション持っていますけれども、早くにそういう駐車場ができるような条件というか環境になることが、まさしく西口のこれからの開発につながると私は思っております。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 現在ある市営駐車場、私が時たまとめますけれども、塞がっていたことは一度もないと。あそこに立体駐車場をつくったからといってエスカードビルが活性化するというふうには到底思

えないですね。ですから、やっぱり鶴岡市、石巻、また土浦もそうですし、つくばのほうもそばに駐車場ありますよね。あのような牛久みたいな駐車場っていうのは余り見たことないですね。ですからそこら辺を含めて積極的に明確な計画を立ててもらいたいと。それとまた……これは、3月議会にします。

ということで、これで私の一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で16番利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時25分延会